

むつ市議会第190回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成18年12月14日(木曜日)午前10時開議

諸般の報告

【議案上程、提案理由説明】

第1 議案第105号 平成18年度むつ市一般会計補正予算

【一般質問】

第2 一般質問(市政一般に対する質問)

(1) 10番 濱田 栄子 議員

(2) 15番 石田 勝弘 議員

(3) 38番 鎌田 ちよ子 議員

(4) 22番 大澤 敬作 議員

(5) 43番 目時 睦男 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（54人）

| | | | | | | | | | |
|-----|----|---|----|---|-----|----|---|----|---|
| 1番 | 山 | 本 | 留 | 義 | 2番 | 白 | 井 | 二 | 郎 |
| 4番 | 堺 | | 孝 | 悦 | 5番 | 川 | 端 | 一 | 義 |
| 6番 | 川 | 下 | 八十 | 美 | 8番 | 菊 | 池 | 一 | 郎 |
| 9番 | 新 | 谷 | | 功 | 10番 | 濱 | 田 | 栄 | 子 |
| 11番 | 高 | 田 | 正 | 俊 | 12番 | 村 | 川 | 壽 | 司 |
| 13番 | 東 | | 健 | 而 | 15番 | 石 | 田 | 勝 | 弘 |
| 16番 | 富 | 岡 | 幸 | 夫 | 17番 | 杉 | 浦 | 守 | 彦 |
| 18番 | 柴 | 田 | 峯 | 生 | 19番 | 久保 | 田 | 昌 | 司 |
| 20番 | 横 | 垣 | 成 | 年 | 21番 | 工 | 藤 | 孝 | 夫 |
| 22番 | 大 | 澤 | 敬 | 作 | 25番 | 東 | 谷 | 正 | 司 |
| 26番 | 東 | 谷 | 良 | 久 | 27番 | 佐々 | 木 | 隆 | 徳 |
| 28番 | 立 | 石 | 政 | 男 | 29番 | 竹 | 本 | | 強 |
| 30番 | 坂 | 井 | 一 | 利 | 31番 | 福 | 永 | 忠 | 雄 |
| 32番 | 板 | 井 | 磯 | 美 | 33番 | 飛 | 内 | 賢 | 司 |
| 35番 | 田 | 澤 | 光 | 雄 | 36番 | 徳 | | | 誠 |
| 37番 | 佐々 | 木 | | 肇 | 38番 | 鎌 | 田 | ちよ | 子 |
| 39番 | 菊 | 池 | 広 | 志 | 41番 | 杉 | 浦 | | 洋 |
| 42番 | 千 | 賀 | 武 | 由 | 43番 | 目 | 時 | 睦 | 男 |
| 44番 | 田 | 高 | 利 | 美 | 45番 | 澤 | 田 | 博 | 文 |
| 46番 | 菊 | 池 | | 清 | 47番 | 柏 | 谷 | | 均 |
| 48番 | 工 | 藤 | 清四 | 郎 | 49番 | 服 | 部 | 清三 | 郎 |
| 50番 | 杉 | 本 | 清 | 記 | 51番 | 慶 | 長 | 徳 | 造 |
| 52番 | 佐 | 藤 | | 司 | 54番 | 牛 | 滝 | 春 | 夫 |
| 55番 | 本 | 間 | 千佳 | 子 | 56番 | 半 | 田 | 義 | 秋 |
| 57番 | 坪 | 田 | 智十 | 司 | 58番 | 斉 | 藤 | 孝 | 昭 |
| 59番 | 中 | 村 | 正 | 志 | 60番 | 富 | 岡 | | 修 |
| 61番 | 川 | 端 | 澄 | 男 | 62番 | 宮 | 下 | 順一 | 郎 |

欠席議員（8人）

| | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|
| 3番 | 村 | 中 | 徹 | 也 | 7番 | 小 | 林 | | 正 |
| 14番 | 澤 | 藤 | 一 | 雄 | 23番 | 千 | 船 | | 司 |
| 24番 | 松 | 野 | 裕 | 而 | 34番 | 赤 | 松 | | 功 |
| 40番 | 野 | 呂 | 泰 | 喜 | 53番 | 工 | 藤 | 直 | 義 |

説明のため出席した者

| | | | | | |
|-----------------------|----|-------------|--------------------------------------|-----|----|
| 市長 | 杉山 | 肅 | 助役 | 田頭 | 肇 |
| 収入役 | 田中 | 實 | 教委 委員 | 山本 | 文三 |
| 教育長 | 牧野 | 正藏 | 公営 企業 管理 者 | 杉山 | 重一 |
| 代 監 査 委 員 | 菊池 | 十 四 夫 | 選 挙 管 理 會 長 理 事 | 佐々木 | 鉄郎 |
| 農 委 員 會 長 | 立花 | 順一 | 總 務 部 長 | 齋藤 | 純 |
| 總 務 部 長 | 西堀 | 敏夫 | 企 画 部 長 | 渡邊 | 悟 |
| 民 生 部 長 | 高橋 | 勉 | 保 健 福 祉 部 | 名久井 | 耕一 |
| 經 濟 部 長 | 佐藤 | 純一 | 建 設 部 長 | 成田 | 豊 |
| 教 育 部 長 | 宮下 | 孝信 | 教 委 事 務 員 | 新谷 | 加水 |
| 公 企 業 局 長 | 小川 | 照久 | 監 査 委 員 長 | 遠藤 | 雪夫 |
| 總 務 部 長 | 千船 | 藤四郎 | 企 画 部 長 | 工藤 | 武勝 |
| 企 画 部 長 | 近原 | 芳栄 | 保 福 社 部 長 | 佐藤 | 節雄 |
| 建 設 部 長 | 太田 | 信輝 | 選 挙 管 理 會 長 | 大芦 | 清重 |
| 農 委 員 會 長 | 村川 | 修司 | 企 画 部 長 | 奥島 | 慎一 |
| 企 画 部 長 | 下山 | 益雄 | 保 福 社 部 長 | 澤畑 | 正敏 |
| 經 濟 部 長 | 中嶋 | 達朗 | 川 行 所 長 | 佐藤 | 吉男 |
| 川 産 業 課 | 笠井 | 哲哉 | 大 庁 舎 所 長 | 伴 | 邦雄 |
| 脇 野 所 長 | 船澤 | 桂逸 | 總 務 課 長 | 鴨澤 | 信幸 |

總務部
總務系
行政係
課長

吉 田 真

總務部
總務政
務係
查

澁 田 剛

事務局職員出席者

事務局長
總括主幹
庶務係長
調査係
調主
議主

小 島 昭 夫
工 藤 昌 志
金 澤 寿 々 子
青 山 諭
葛 西 信 弘

次 長
主 幹
庶務係
主任主
議主

高 田 文 明
柳 田 諭
濱 村 勝 義
赤 石 奈 穂 子

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（宮下順一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は51人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、去る12月11日、市長が下北少年自然の家に対する県の考え方を議会に報告した経緯等について説明するため県知事に面会しておりますが、その際県知事部局からの要請により、私も同行いたしましたので、ご報告いたします。

次に、本日市長から、今定例会に議案1件を追加提案したい旨の申し入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で、本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

日程第1 議案上程、提案理由説明

○議長（宮下順一郎） 日程第1 議案第105号 平成18年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） ただいま上程されました議案第105号 平成18年度むつ市一般会計補正予算に

ついて、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

本案は、去る12月7日の行政報告で申し上げましたとおり、同月4日付で東京電力株式会社から市庁舎移転整備事業に協力したいとの趣意をもって、12億円の寄附採納願の提出がありましたので、旧アークスプラザの土地及び建物の取得に要する経費9億5,000万円の財源を合併特例債から寄附金に組み替えするほか、残る2億5,000万円の寄附金を当該建物の改修費等の財源とするため、公共施設整備基金に積み立てするものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は328億9,858万5,000円となります。

以上をもちまして、上程されました議案についてその大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下順一郎） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案第105号については、明12月15日、一般質問に先立ち、質疑、討論及び採決を行いますので、ご了承願います。

日程第2 一般質問

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第2 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより濱田栄子議員、石田勝弘議員、鎌田ちよ子議員、大澤敬作議員、目時睦男議員、澤藤一雄議員、野呂泰喜議員、横垣成年議員、東健而議員、工藤孝夫議員、堺孝悦議員、斉藤孝昭議員、柴田峯生議員の順となっております。

本日は、濱田栄子議員、石田勝弘議員、鎌田ち

よ子議員、大澤敬作議員、目時睦男議員の一般質問を行います。

濱田栄子議員

○議長（宮下順一郎） まず、濱田栄子議員の登壇を求めます。10番濱田栄子議員。

（10番 濱田栄子議員登壇）

○10番（濱田栄子） 市民クラブ、濱田栄子でございます。むつ市議会第190回定例会におきまして、通告に従い、育英基金について一般質問し、市長、教育長のご認識をお伺いいたします。

現在とっていいのでしょうか、本日とっていいのでしょうか、教育基本法の改正に向け、議論もピークを迎えているところでございますが、そんな大人たちの動きをよそに、地域の子供たちはさまざまな悩みや問題を抱えながらも、ことしも私たちにたくさんの感動を与えてくれました。強豪山田高校を抑え、高校総体において初優勝を飾った大湊高校男子陸上部、野球部とともにスポーツの名門校としての伝統をまた一枚重ねたことと思います。

私たちの地域の大畑高校におきましては、資格取得率の高さには頭の下がるものがあります。英検、危険物、ワープロ、情報処理、簿記等、先生方の熱い思いを感じております。そのほか小学校、中学校、高校におきまして、多くの活躍の場があったことと思われまます。

最近では、NHK総合テレビで放送になりました二枚橋小学校の合唱コンクールでの活躍、輝く子供たちを見守る先生方や地域の方々の笑顔に刻まれた年輪の美しさには、真の美しさを感じました。地域の経済状況を見ましたときに、新むつ市のすべての子供たちの夢を未来につなげるために育英基金の充実が不可欠ではないかと思い、今回の質問に立ちました。

親の所得により子供の学力に差があるとの統計も出ております。このままでは、格差は連鎖を生み、地域に希望を見ることはできません。今こそ育英基金を充実し、人材育成に力を入れるべきときと感じております。

これまでの状況について、そして今後見直すべき点について、また新たな取り組みについてお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正蔵教育長登壇）

○教育長（牧野正蔵） 濱田議員のご質問にお答えいたします。

奨学金制度は、人材育成という観点から、教育基本法に定める教育の機会均等の趣旨に基づきまして、国及び地方公共団体は、能力や意欲があるにもかかわらず経済的な理由によって修学困難なものに対し、奨学の方法を講じなければならないことから、各市町村等がそれぞれ実施しているものであります。この制度、運用につきましては、対象となる学校の種類、生徒の学業の状況、家庭の所得状況の基準、あるいは貸与額、返還方法等につきましては、各市町村の実態に応じて決めているものでございます。このことから、当市におきましても、奨学金を受ける対象者を高等学校、短大、大学等、さらに修業年限2年以上の各種学校、専門学校等に進学をしている者に対し貸与しているところでございます。

また、合併時におきましては、それぞれ異なっておりました4市町村の奨学金制度を一本化し、貸与金額を高校生の場合は月額1万5,000円、大学、短大、各種学校等は3万円としたところでございます。育英基金の総額は、平成17年度末で4億2,191万6,262円となり、このうちこれまで貸し付けてきた総額は3億5,435万9,000円でありまます。したがって、平成18年度、今年度貸し付

けできる金額は6,755万7,262円となっており、その対象者を高校生26名、大学、短大、各種学校等の147名を合わせまして173名としたところであります。

次に、返還状況についてでございますが、今年度該当する返還者は350名で、その総額は5,760万2,000円であります。350名のうち滞納者は117名で、滞納の総額は1,410万8,000円であります。この滞納額の大部分は、合併する前からのもので、古くは昭和55年からの積み上げであります。その滞納額が多いことから、合併しました平成17年度には滞納している本人及びその連帯保証人の両者に対し、年3回にわたり督促状を郵送し、返還を求めてきたところであります。その結果、合併前の回収率は8.5%でありましたが、昨年度の平成17年度におきましては、29.44%と大幅にアップしたところでございます。今年度は、督促状を郵送するほかに、滞納者本人に対し直接家庭訪問を実施するなど、その回収に努めてきたところでございます。

奨学金を希望する者は、今後ますますふえてくるものと予想されますことから、今後とも基金運営の安定化を図り、奨学金制度の充実に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 10番。

○10番（濱田栄子） まず、総額で4億2,000万円ということですので。そして、高校生で月1万5,000円、大学生、短大、専門学校で3万円ということですので。その他の奨学金もあろうかと思えますけれども、この金額で今大学、短大へこれだけを使って家庭で学校へ上げていくということはなかなか難しい状況にあります。授業料は、普通の私立大学で入学金、授業料合わせまして、4年間で450万円、それくらいかかると思います。また、生活費はその倍以上かかります。その中におきま

して、青森県の平均所得230万円ぐらいとお聞きしております。先ほど申し上げましたとおり、これではこの地域が子供たちに学力向上、学問をさせることがなかなかできません。何とかむつ市として大きくバックアップして、次の世代を担う子供たちの人材育成という点に力を入れていただきたいと思っております。

そこで、市長にお伺いいたします。私は、今後100億円程度の新たな育英基金の設立が必要ではないかと思っております。それをどこから出すかということは、市長にお考えいただきたいと思っております。100億円といえますと、1人授業料500万円かかるといえますと、2,000人の子供たちに教育をさせることができます。もちろんそれだけではできません。親の力、そして理解、そのようなことがなくてはできませんが、例えば今子供たちは、携帯電話を月に1万円ほど使っております。大体そのようではないかなと感じております。1人500万円の借り入れをして自分に投資して、そしてそれを40年間のローンで支払いしていく、月1万円程度でございます。その40年間自分に投資していく、そのチャンスを市として与えていただきたいと思っております。子供にとっては400万円、本当に大きなお金ですので、本当に目標を持った子供たちと、そして努力を惜しまない子供たちがこの奨学金を使うものと思われまます。まず、このような考えに対して、市長から一度お考えをお聞きいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 私ごとを申し上げます。私の息子は、今44歳、22年前に大学を卒業しております。物価の変動がありますから、例え話としても、少し修正しながら申し上げなければならぬと思っておりますが、月7万円送っております。4年生になったときに、家内と息子が話し合いまして、8万円にしております。当時の学生が平均的に親か

ら仕送りを受ける額が15万円という相場であった
そうであります。通学は自転車、それも先輩から
ただで譲り受けたもの、電話はいとこが使ってい
たものをただで譲り受け、電話賃は極力受けるだ
けの電話にした。今濱田議員がおっしゃっている
額は、平均的な数値を述べられたものと思います
ので、現在どのくらい親御さんあるいは自らがア
ルバイトで働いて学校に通うために必要かという
ことは、私の立場では申し上げることがちょっと
資料不足、研究不足ということもあって申し上げ
かねますけれども。

100億円という金額をお考えになられたのは、
アメリカのケースを想定されているのではないかと
思います。アメリカのシステムは、高校までは
親がそれなりに面倒を見る。しかし、アルバイト
もしっかりしなさい、アルバイトも単位のうちと。
それにアメリカの場合は、法人税が高い。ですか
ら、ビル・ゲイツのような大金持ちが、一定の年
齢に達すると、事業から身を引いて、このような
基金づくりに協力をする。基金づくりに協力する
と、日本でもそうですが、税の控除がある。ただ
し、特定の財団を設立して、それが教育、文化等
の振興に寄与するというシステムであれば、それ
に対して税の控除がある。控除というよりも、非
課税になるのです。

日本でも制度はありますけれども、しかし自ら
業を起こして、巨大な財を残したという方、何人
かあります、寄附している人は。例えば某製薬会
社の元会長さんが、地域のために基金をつくった
といったようなケースはありますけれども。

サラリーマン重役という言葉は昔使われました
が、サラリーマン重役の責任は、会社の従業員に
責任をとるのではなくて、株主に責任をとらなけ
ればならない。会社が利益を挙げたら、株主に配
当金を多くしろという立場で経営に取り組まなけ
ればならない。アメリカンドリームで成功したと

いようなケースは、日本にはあったようですが、
逮捕されている人の方が多いのです。若い女性に
いれあげるとか、株を操作して情報をひそかに得
て巨額の利益を上げるといったようなケースの方
が多くて、寄附をして子供たちを育てようという
考え方にはなっていない。某自動車メーカーが、
これは請われてつくった学校のようなのですが、イ
ギリスの全寮制の中高一貫教育をやるよということ
で進めておりますが、そういうケースはまれであ
ります。我が国の風土がまだこのような基金に対
して金を拠出するという、そういう機運ができ上
がっていないと言わざるを得ない。現在私ども下
北地域広域行政事務組合が発注した事業などで、
少しトラブルが発生しかかっている問題がありま
すけれども、それは原因は事業を請け負った方に
あるにもかかわらず、市の方に責任をなすりつけ
る、あるいは事務組合に仕事をなすりつけるとい
ったようなケースまで出てきておりまして、これ
が先ほど申し上げましたサラリーマン重役の悲哀
、悲しさであると思います。

要約して申し上げますと、学生たちの生活は、
高校までの受験勉強一筋の切り詰めた生活から開
放された思いで、親のすねをかじるにいいだけか
じるという比率の方が高いのではないでしょう
か。昔は、苦学生という言葉がありました。今は、
苦学するなら学校へ行かないという方が多い。フ
リーター、ニートという言葉が、こういう今の社
会状況をあらわしているものではないかと考える
こともございます。勉強して資格を取って、会社
に入るなり、あるいは自らの生きざまを試すため
に苦労するという思いを持っている人も必ずいる
と思うのですが、目立たない。ある程度の成功し
た段階でないと、我々はそういう方々を知り得な
い。しかし、自分の息子の話を例に出しましたが、
学校を卒業したい、卒業してそれなりの仕事につ
きたいという思いで必死になっている子供たちも

必ずいると思います。そういう人たちにとって、今大学生に支給する奨学金がそれなりの効果は上げていると私は申し上げたいのであります。そして、社会的な風潮が、学ぶことによって自らの将来を確固たるものにしていくという、そういう人材を求める時代になっていってほしいと願うものであります。

○議長（宮下順一郎） 10番。

○10番（濱田栄子） 市長もご自分の息子さんの例を出してご答弁いただきまして、ありがとうございます。

さまざまな例がございまして、私の知り得る友達の息子さん、不登校になりまして、中学も高校も全く行っておりません。けれども、19歳で努力して大検を取りまして、大学に行きました。今は、東京の会社に勤めて海外に出張したり、さまざまな場面で活躍しております。それぞれの子供たちにそれぞれの道がありまして、私たちがこっちに向けよう、あっちに向けようと思っても、それは子供たちの意思でございます。ただ、私たちが今、下北半島が進もうとしている道、原子力の地域としてこれから原子力関連施設もどんどん出てきております。ただ、下請の仕事をして終わるのではなくて、この地域の子供たちにその管理運営をすべてやっていただきたいと、そのように考えているところでございます。

いつまでも子供たちに下請だけの仕事をさせておけません。ここまできたなら、原子力なら下北の人間が世界のトップランナーだというくらいの人材育成をしなければなりません。そのために、ただ安全、安全と安全神話ばかりを訴えていないで、これは危険なものなのだと。原子力発電所にしたって、中間貯蔵施設にしたってそのとおりでございます。だからみんなに勉強してもらって、地域の安全を自分たちの手で守ってもらいたいのだと。勉学に励んでほしいと、それを市で全部パ

ックアップしましょうと。そういう説得、意気込みを市長には持っていただきたいと思っております。そして、そのような事業を進めながら、着々と地域の殖産振興を図っていく、最後の目標はそれでございます。「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地」でございます。原子力施設が目的ではありません。私たちのその安全で安心して暮らせるまちづくりのための手段でございます。

この100億円ということが、本当に無理でしょうか、市長。松坂1人に60億円、70億円のお金が動く時代でございます。私アメリカンドリームを勉強したわけではございません。自分の発想です、この100億円というお金は、50年間かけて、何ももらえというのではございません。2億円ずつ返済していけば、50年かかれば100億円になります。50年間の大計を持って教育に当たっていただきたい、そう思ってきょうの質問でございます。

市長、どうでしょう、ご答弁。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 先ほど申し上げた話の中で、トヨタという自動車会社の名前は出しませんでした。あれは、JR東海が言い出しっぺなのです。それで、やろうとしている学校は、中高一貫教育です。考え方は根底から違うと思います。まず、基礎学力をつけていく、そこから自らの運命を切り開いていくような子供たちが育っていく。濱田議員の場合は、大学の奨学金ということであろうと思いますが、その前に高校の奨学金から必要な人もいるはずで。そういうようなことでありますけれども、日本にこのケースがないということ、それから先ほど申し上げたように、今は日本が少し会社経営に対する対応の仕方が変わっているのではないかと。すべて株主第一主義、総会を開いても、かつては10分間で拍手をして終わっていたと言われる時代がございました。今は、一株株主が延々と物を言える時代になってきている。

きょう追加提案をさせていただきました議案につきましても、実はかなり長い議論があったそうです。それも常勤の取締役よりも社外取締役の意見の方が強かった。そういう状況で、今濱田議員がお考えになっているような状況をつくり出す。相当難しいことではないかと思っておりますが、内々の相談してみましよう。

○議長（宮下順一郎） 10番。

○10番（濱田栄子） 私が申し上げているのは、何もいただいてくださいと言っているのではございません。私はいただくのは嫌いでございます。お借りして、50年ローンで返させていただきますと。そして、最終的にはこの市の、杉山基金とまでは申しませんけれども、基金として人材育成に活用していきましようというご提案でございます。

市長ただいま中高一貫校のお話をなさいましたけれども、私も3人子育てしております。その子育ての中から友達の子供さん、さまざまなケースを見させていただいております。目的を持ったときの子供のその成長率のすばらしさ、それはもう目をみはるものがございます。先ほど一つの例を申し上げました。中学校に1週間しか行っていない子供が、今海外に出張して飛び回っております。ですから、確かに先ほど親の所得によって、あれは小学校6年生でしたでしょうか、基礎学力に差があると言いましたが、もちろん小学校の6年生の学力も大切でございます。本当の専門職であれば、一般の企業で働く人であれば、幾らでも挽回できます。高校までは何とか地元から通えますので、親も努力してあげることができますが、その上の学校というと、なかなかこれは難しい問題があります。

地域の中でたくさん勉強させていただきました。一家の大黒柱のお父さんが失業している。そんな子供たちに、どうして希望をどんどん持てと

言えるのでしょうか。少なくとも高校まで頑張っ
てちょうだいと、その上は、市が何とか努力して
皆さんにバックアップしますからと、そういう体制
を何とかつくっていただきたいなと思います。

私もさまざまなことを考えました。むつ市の姉妹都市でありますポートエンジェルスのペニン
sula・カレッジ、高校の空き教室を利用して、何
とかそのような短期大学の分校でもできないかと
か、さまざま思いをめぐらせてまいりましたけれ
ども、やはり子供は旅に出さなければ成長できな
いと思います。多くの人と交わり、多くの人と人
脈をつくり、そして多くの知識を得て地域に帰っ
てきていただきたいと。職場がないとご心配なさ
る方もいらっしゃると思いますが、これから少子
化ということで、団塊の世代もどんどん退職をし
ていきます。その中で、そんなに仕事には困らな
い時代がまた来るのではないかなと思っております。

今子供たちもフリーターやら何やらで苦労して
おります。でも、市長が思われるように、希望し
てフリーターをしている人は、私はそんなにいな
いと思います。やむを得ずしていると思ってお
ります。その辺のご認識は改めていただきたいな
と思います。

きょうは、質問者5名でございますので、私も
早目に切り上げたいと思います。最後に市長にお
聞きいたします。政治とは何ぞや、お伺いいたし
ます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） ご質問の後の方は、後でお答
えします。

実は、東北町に電事連で原子力の従事する方々
のための研修所をつくろうとした経過がありま
す。これは、現東北町が要望したのではないので
す、合併前の東北町ですが、電事連から話があっ
てとんとん拍子で進んだのです。だめになったで

しょう。つまり電気業界は、電気料金の自由化、あるいは電気の供給システムの自由化というような非常に厳しい時代に向かっている。私が中間貯蔵施設をやるという提案をしたときに、最初に私に注文つけに来たという言い方が一番穏やかかもしれないけれども、風力発電がこれから中心になるだろうと、それを何でわざわざ原子力の一翼を担うことをするのだと、こういうクレームをつけた方々がいらっしゃいます。これも一つの新しいエネルギー源でありますから、電力業界は、必ずしも左うちわで事業を進めているわけではないし、これから予想されるのは、使用済みの原子炉の処分をしなければならないという時代が来る。送電線は年々更新しないとカリフォルニアやニューヨークのような大停電が起こるといふ事態も想定しなければならない。それぞれが経営努力しているわけです。

ですから、先ほど申し上げましたように、東北町に原子力技術者を養成する研修所をつくらうという計画も消えた。こういうことでありますので、ただむつ下北、特にむつ市の子供たちの育英基金として、大体事業目的に金を貸すという項目がないのです、彼らの定款の中には、定款に定めている以外のことはしないのです。できないのです。借りてきなさいというのは、要請する方からは言えますが、相談する相手側の方は、我々は金融業ではございませんと一言で終わりです。このあたりについてどう調整するかの話は別であります。

政治とは何ぞや。人をよくし、国をよくする、地域をよくすることでしょう。それ以外の何事でもないはずです。国の責任は、戦争をしないということも、今我が国の憲法には書いてありますけれども、かいつまんだ要約をすれば、そういうことが政治の目標でありましょう。ですから、人を育てるといふことが、日本で一番売れている月刊雑誌の新年号には、今教育を大事にしないでどう

するのだという趣旨のことが記事になっております。経済界が口を出し過ぎて教育を牛耳ろうとしているのはけしからぬという観点からの論理でありますから、きょう濱田議員のおっしゃっている議論とは筋が違いますけれども、しかし教育を充実させようという意識では共通しているのではないかと思います。

濱田議員は、進学するための費用を何とかしていくのも政治の一端だろうと、こうおっしゃっています。ハードルがいっぱいあります。ですから、先ほど申し上げましたように、ご相談は申し上げますが、かなり難しいでしょうというお答えにとどめたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 10番。

○10番（濱田栄子） まず、政治とは何ぞや。私もわかりませんので、辞書を調べてみました。国をおさめることと書いてありました。市長のお答えとほぼ同じでございます。では、おさめるとはどのようなことかと、また調べてみました。平和にすることと書いてありました。市長のご答弁と一緒にでございます。ただ、今取り組んでいただきたい、話はしてみるけれども、大分難しいというお答えでございましたが、ぜひとも取り組んでいただきたいなと思います。

きょうは、赤穂浪士の討ち入りの日でございます。昨年は、私は一人会派でございましたが、ことしは3人の同志ができて4人になりました。私も討ち入りをやらなければならないときも来るかもしれませんので、何とかそここのところは頑張ってくださいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（宮下順一郎） これで、濱田栄子議員の質問を終わります。

10時55分まで暫時休憩いたします。

午後10時44分 休憩

午後10時57分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

石田勝弘議員

○議長（宮下順一郎） 次は、石田勝弘議員の登壇を求めます。15番石田勝弘議員。

（15番 石田勝弘議員登壇）

○15番（石田勝弘） おはようございます。新むつクラブの石田勝弘であります。これから、むつ市議会第190回定例会に当たり、さきに通告してあるとおり、1、海上自衛隊の掃海訓練について、2、いじめ問題について、3、会津若松市との文化交流についての3項目について質問を行います。市長及び理事者におかれましては、明快かつ前向きなご答弁をご期待申し上げます。

初めに、海上自衛隊の掃海訓練についてお伺いいたします。この件は、さきの9月定例会において、佐々木隆徳議員が同様の質問をされておりますので、できるだけ重複を避けて質問いたします。

海上自衛隊は、掃海艇や掃海艦が全国から集まり、機雷排除訓練を毎年行っておりますが、近年は陸奥湾で行うことが多くなりました。訓練は、陸奥湾のほか、周防灘や日向灘でも行われておりますが、陸奥湾での訓練は昭和45年度から行われており、今までに20回ほど実施されております。

陸奥湾では、終戦当時、大湊周辺に旧海軍が投棄した毒ガス弾が昭和28年から42年にかけて、漁網で引き揚げられ、漁民や一般人が被害を受けた経緯があり、また昭和37年にはむつ市奥内沖で引き揚げられた毒ガス弾を海上自衛隊が爆破処理し、付近住民や立ち会いの警察官、自衛官等、12名が中毒症状を起こした事故があり、そのようなことがきっかけで陸奥湾での掃海訓練が始まったと聞いております。昨年は、自衛隊員1,200名、艦艇

21隻、航空機16機が参加し、7月に2週間ほど訓練が実施されました。この間燃料の補給、市内業者からの物資の積み込みなどが行われ、上陸した隊員たちはタクシーなどの交通機関やホテルなどの利用でむつ市内の小売業者への経済的波及効果は大なるものがあります。特に艦艇に食料品などを供給する業者や、大湊地区を初めむつ市内の飲食店、お土産品を扱う商店にとっては年に1回のビッグなビジネスチャンスになっているものがあります。ところが、ことしは一部の漁業協同組合の同意が得られず、中止になったことはご承知のとおりであります。つまり掃海訓練によるむつ市内への経済的恩恵が水泡に帰したのであります。例年なら訓練に参加した艦艇に食料品や日用品を初め多くの商品を納入するはずの業者が、一年じゅうで最も商いができる時期だったのに、なぜ中止になったのかと不満を募らせ、もう陸奥湾では訓練しないでよその海域ですようだとの不安いっぱいの声、またむつ市が仲介をして、来年からまた訓練してほしいと期待する声も多いのであります。そこで、次の3点についてお尋ねいたします。

まず、今年度掃海訓練が中止になったのは何故原因なのか。

次に、例年の訓練によるむつ市への経済効果はどの程度と認識しているのか。

次に、来年度の訓練を実施する可能性はあるのか。訓練実施に向けての漁協との仲介など、むつ市がとり得る役割は何なのか。

以上について市長のご見解をお伺いいたします。

次は、いじめ問題についてお伺いいたします。昨今の世情は、殺伐として凶悪な事件が報道されない日はありません。特に最近子供を虐待する親、反対に親に暴行を加えたり自宅に放火する子供など、子供が関係する事件の多さは言語に絶するも

のがあります。さらに、児童・生徒が同級生や上級生などにいじめられ、苦しさの余り自らのとうとい命を絶つというショッキングな事件が全国の至るところで起きております。

いじめ事件の特徴は、いじめの実態を家族を初め周囲の者が気がつかず、事件が起こってから初めて気がつくことであります。また、いじめがあると気がついて放置している学校側や先生がいるなど、実に無責任かつ指導力の低さがいじめを増長させている事実もあります。そうでなくても、少子化が続く現況では、1人といえども大切に育てるため、いじめでとうとい若い命を落とすという悲しい出来事を防ぐ手だてをみんなで考えていかなければならないと思うのであります。そこで、次の2点について伺います。

まず、むつ市における児童・生徒のいじめの実態はいかなるものか。

次に、いじめ問題についての具体的な対策、対応についてどうお考えか、お伺いいたします。

最後に、会津若松市との文化交流についてお尋ねいたします。むつ市は、昭和59年9月23日に会津若松市と姉妹都市盟約を締結し、以来むつ、会津若松両市の商工観光業者が互いに訪問し合い、観光と物産展を開催したり、両市の市議会議員が4年に1度ずつ訪問し合うなど、親密な交流を続けております。また、憲法記念下北駅伝競走大会に会津若松市の選手団を招待したり、鶴ヶ城健康マラソン大会や会津若松市民卓球大会、会津若松鶴城ライオンズクラブ杯卓球大会にむつ市選手団を派遣し、また会津若松市のゲートボール選手団を招き、交歓試合を開催したり、むつ市のバレーボール協会を派遣して会津若松市で親善試合を行うなど、スポーツ交流は目をみはるものがあります。しかしながら、文化的交流は姉妹都市締結10周年事業の一環で、両市の児童・生徒の図画の交歓交流や、同じく20周年事業での歴史シンポジウム

に杉山市長やむつ市民がパネリストとして参加したほか、昨年12月に行われたベートーベンの「第九」の演奏会に会津第九の会の9名が参加してくれたことなどがあるだけで、スポーツ交流に比べればかなり貧弱な思いがし、もっと盛んな交流が望まれるところであります。

むつ・下北「第九」を歌う会では、昨年むつ市における通算8回目の演奏会を開催したところでありますが、次は来年11月4日に9回目の演奏会を企画しているとのこととあります。と同時に、同会では、会津若松市の会津第九の会と「第九」を通じた交流を始めようとしており、手始めに来年むつ市で開催する演奏会に、会津市民オーケストラが管弦楽団として、また会津第九の会の合唱団が応援出場する予定であると聞いております。そして、その1カ月後には、会津若松市で開かれる「第九」の演奏会にむつ市から応援に駆けつける計画であり、準備を進めているところであると聞いております。このように「第九」を通じた文化交流は年齢、性別を問わず、極めて有意義な交流になると思うところであります。

そこで、この交流をむつ市の文化交流事業として位置づけ、むつ市の主催で行うべきと思うのでありますが、市長のご所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 石田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の第1点目、海上自衛隊の掃海訓練についての質問であります。陸奥湾掃海特別訓練は、掃海艦、掃海艇が全国から集結し、機雷排除訓練を陸奥湾で例年行っているものであります。平成17年は自衛隊員1,200人、艦艇21隻、航空機16機が参加しておりますほか、米軍も参加いたしております。これまで防衛施設局では、陸奥湾内の訓

練海域で漁業権を有する7漁業協同組合、これはむつ、田名部、川内、脇野沢、横浜、野辺地、平内の同意を得たうえで漁業損失補償をいたしまして、毎年訓練を重ねてまいりましたが、今回の掃海訓練実施にかかわる話し合いの中で田名部漁業協同組合の同意がどうしても得られず、訓練中止のやむなきに至ったものであります。

この訓練によるむつ市への経済効果につきましては、例年であればおおむね2週間の訓練期間中で、燃料補給や食料品の調達などを直接訓練にかかわるものを含め、タクシー、バス、レンタカーなどの交通機関を初めホテル、飲食などのサービス業、お土産品や日用品の小売業者等への副次的波及効果は具体的な金額をお示しすることは困難であります。非常に大きなものであると推測いたしております。

次に、来年度の訓練実施の可能性と、むつ市の役割についてのお尋ねであります。去る11月27日、田名部漁業協同組合で理事会が開催され、平成19年度掃海訓練に関して、協力できる旨の話し合いが調い、同日仙台防衛施設局施設部長と田名部漁業協同組合代表理事組合長との間で確認書が取り交わされております。このような状況から、来年度は掃海訓練が実施されるものと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、いじめ問題についてのお尋ねは、教育委員会の所管でありますので、教育委員会から答弁があります。

次に、会津若松市との文化交流についてのご質問にお答えいたします。ご質問の内容は、平成17年に当市で開催されましたベートーベン交響曲「第九」演奏会に会津第九の会の方々の参加をいただいたことから、平成19年暮れに開催が予定されております同演奏会を姉妹都市であります会津若松市との文化交流事業と位置づけ、むつ市が主催すべきではないかとお尋ねであります。議員ご承

知のとおり、会津若松市とは昭和59年の姉妹都市盟約締結以来、行政、各種団体、民間など、それぞれの立場や分野を通じて親しく交流が続けられておまして、本年度は議員交流の一つとして、会津若松市議会議員の皆様方をお迎えし、交流を深めたことは記憶に新しいところであります。

しかし、それぞれの交流は行政の部分を除きまして、それぞれの団体が団体同士の話し合いの中から実現をさせているものでありまして、直接市がかかわり合いを持っていないのが会津若松市も我がむつ市も同様であります。ただし、事前の報告、あるいは訪問した結果の報告はそれぞれいたしておるようですが、あくまでも自主的に交流事業に深みを持たせるという意識を持って取り組んでおられるものであります。

ご質問のむつ・下北「第九」を歌う会の皆様主催し、年末の一大イベントとして好評を博しておりますベートーベン交響曲「第九」演奏会についてであります。本事業に対しましては、市民が生み出す力を最大限尊重したいという考え方から、市としてはこれまでむつ市教育委員会、下北文化会館とともに共催という形で事業を支援してまいりました。ただ、いずれにいたしましても、一つの団体が取り組んでまいりました事業の主催者に市がなるということにつきましては、他の多くの団体との関係からも、その立場上相当慎重に対応しなければならないものと認識しております。したがって、本事業に対しましては、これまでと同様、共催という形をとりたいと考えております。今後は姉妹都市会津若松市とのかかわりを持つ事業ととらえ、会の皆様からのご希望等を伺いながら、市としてできる限りの協力をいたしたいと考えますので、ご理解を賜ります。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 石田議員のいじめ問題についてのご質問にお答えいたします。

いじめの深刻さ、いじめが原因で自殺する報道がなされるたびごとに、心が凍るような、あるいはまた身が切られるような思いで毎日を過ごしていますことは、石田議員と私は全く同じではないかなと、このように思っておるところでございます。

一つ目の質問でありますむつ市における児童・生徒のいじめの実態はどのようになっているかについてでありますけれども、ごく最近のいじめの状況を把握する必要から、私ども教育委員会といたしましては、市内32校に対しまして、1学期終了後の7月22日から11月末日までのいじめ実態調査を独自に実施したところであります。その結果、小・中学校合わせていじめが11件発生したとの報告を受けており、1学期分の2件と合わせますと13件の14名になります。この13件という数字は、文部科学省が示しているいじめの定義、すなわち自分よりも弱い者に対して一方的に、身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの、この定義に該当する数字であります。

私どもといたしましては、同時に文部科学省のこのいじめの定義に該当はしないけれども、一時的であるが、いじめに遭ったことがある、あるいはいじめにつながる可能性があったと思われる件数もあわせて調査しましたところ、小学校では19件の21名、中学校では48件の62名、合計67件、83名に上っております。私どもといたしましては、この数字の方が実態に近いのではないかと、このように認識しているところであります。

いじめの実態は、冷やかし、からかい、仲間外れ、言葉でのおどし、持ち物隠し、集団での無視、暴力を振るう、金銭の強要など多様でありますけれども、実際の場合は、これらの問題に加えて友

達関係、人間関係が複雑に絡み合っており、問題の発見、解決を難しくしているのが最近のいじめの特徴であると思っております。

特に最近では、携帯電話やインターネットを使っているの誹謗中傷によるいじめも少なくなき、家庭からも教師からも、その実態がますます見えにくくなっているのが現状であります。

二つ目のいじめ防止の対応、対策についてであります。いじめ防止につきましては、いろいろな対策がありますが、理由のいかんにかかわらず、いじめは反社会的な行為であり、弱いものをいじめることは人間として絶対に許されないとの認識を、大人も子供も人間としての生き方、社会生活の基本、あるいはおきてとしてとらえることが最も大事なことでありと思っております。

学校においては、まずいじめはどこの学校、どの子供にも起こり得ると認識し、どんなサインでも見逃さない早期発見、早期対処がいじめ根絶の基本であると思っております。いじめがあった場合は、その解決を個々の教師のみにゆだねるのではなく、校長、教頭、学年教員団、生徒指導担当、養護教諭が常にチームとして対応することが大切であり、場合によっては生徒間で学校生活のあり方、いじめの問題等について納得のいくまで話し合う機会を持たせることも大事なことでありと思っております。

いじめが発生するのが悪い学校ではなく、いじめを解決するのがいい学校であるとの認識のもとに、いじめを小さく見たり、無視したり、隠ぺいしたりする体質を排除する必要があると思っております。教育委員会といたしましても、学校訪問や保護者会などを通して、学校や子供に対してどんなときでも支援できる体制をさらに強めてまいりたいと、このように思っております。

そのほかの対策といたしましては、県のスクールカウンセラーの配置のほかに、むつ市でも独自

に10名のスクールサポーターを、また6名の教育相談支援員を配置し、いじめ問題に迅速かつ適切に対応できるように努めているところであります。さらに、いじめ等や悩み事の相談に対応するため、教育研修センターの教育相談室のほかに教育委員会でも直接、電話相談、電子メール、ファクス、メモや手紙などの相談を受け付けており、問題の早期発見、早期対応に努めているところであります。

いずれにいたしましても、問題は小さいうちに発見し、それ以上悪化するのを未然に防ぐことを基本に、学校、家庭や地域、関係機関が一体となって、お互いの信頼と協調のもとに連携の強化を図りながら、今後とも適切に対応してまいりたいと考えておりますので、議員のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 15番。

○15番（石田勝弘） 再質問させていただきます。

掃海訓練につきましては、非常に明るいニュースといたしますが、心配している市民も胸をほっとなでおろすようなご答弁をいただきまして、まことに私も喜んでおります。市でも今後いろんな意味で両者の仲介に当たると思いますが、これからも努力をひとつよろしく願いいたします。

続いて、いじめ問題でございます。むつ市の実態調査の結果を先ほど教育長からお知らせいただきましたが、今年度の4月から11月末まで調べたところ大体13件、そして14人が該当しているということでございます。まず、それについて今現在解決したのか、それは決着して、もう安心だよということなのかどうかをお聞きしたい。

それから、いろんないじめの可能性といたしますが、将来いじめに発展するような可能性のある件、冷やかしか仲間外れとか、暴力とか無視とかというようなことなのですが、大体八十数人いるのだと。教育長の意見では、慎重に構えて、こうい

う人数の方がひょっとしたらいじめの数字なのではないかなというご答弁でございました。その辺で、先ほどの件とあわせまして、そういう事実があったわけありますので、それを学校側、先生、それから生徒、いろんな対応をしていると思いますが、それはどうなっているかお聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） ただいま先ほどの数字を申し上げたところでございますが、正式に私どもの方に学校から報告がありますのは、13件、14名との話でございまして、発生から解決までというふうな形と私は受け取っているわけでございます。しかし昨今のいじめと申しますのは、単純に解決できないのが一つの特徴でございまして、私ども大人の目から見て、もう終結したと思っているのが危険なことでございますので、やはり定期的な個別面談とか、あるいはまた他の子供たちから学級がどうなっているかなど、絶えず見ていきまさんと、点検していきまさんと、まだまだ逆に見えないところの奥へ、奥へと引っ込んでいく場合があります。この辺についてはさらに気をつけて私どもも見ているところでございますので、やはり継続的な指導と申しまししょうか、これは非常に大事なことでないかなと、こんなふうに思っております。私どもも一つの数字は出てきますけれども、これはやはりこれで終結したものではなくて、絶えず継続しているのではないかというふうな危機意識を持って当たっているところでございます。

○議長（宮下順一郎） 15番。

○15番（石田勝弘） 全くそのとおりだろうと思えます。単純な決着はなかなか難しいだろうと、そのとおりだと思うのですが、それでは先ほど教育長がおっしゃいましたいい学校というのは、いじめをなくするのがいいのだということで、全くそうです。そのためには、いじめがあるかないかと

いうのをまず発見しなければいけない。その発見の仕方ではありますが、先ほど確実に13件の14人はそういうのがありましたよと。それは、どういう調査の仕方での数字が出たのかお聞きしたいと思います。

そして、いじめを受けている子供たちがどこに駆け込めばいいか。例えば直接学校に行って先生にも言えない、家庭のお父さん、お母さんにも言えない、親しい友達に打ち明けることもできないと、すごく苦しんでいるという場合には、本当に困るわけです。だから、その辺のところの発見、早期発見なのですが、その辺をどういうふうにするかということなんです。

先ほど、むつ市ではスクールサポーター10人を配置したというお話ですが、その人たちは先生だと思いますが、現実的にどういう仕事をなさるのか。つまり未然に防ぐために行動するのか、あるいは実際に起きてしまったのを解決してあげるのか、その辺のところはどうなっているかお聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 何点かメモを忘れてしまったようなところがあると思いますが、ご指摘いただければと思います。

まず1点は、どんなふうな調査から先ほどの件数が出てきたのかというふうなお尋ねでございます。私どもといたしましても、やっぱりいじめの定義というのはなかなか難しいのでございますが、日本全国が統一した形ということで、文部科学省から提示されている、先ほど申し上げましたように、繰り返しますけれども、自分よりも弱いものに対して一方的に、それも身体的、心理的に、それを継続的に攻撃を加えるというふうなこと、あるいはまた相手が、いじめられた側が深刻にそれを受けとめているというふうな場合をいじめということで報告してくださいという一つの流れに

なっているわけでございます。それに基づいた数字が先ほどの数字なわけでございます。

もう一つ先ほど八十何名と、こう申しましたけれども、継続的でなくとも瞬間的に、一時的に自分の名前を呼んでほしいのに、あだ名で言われたとか、あるいはまた後ろから、ひょっとして跳びけりに遭ったとか、あるいはまたみんな無視したように見えるというふうなことあたりがまた今のいじめの一つの大きな特徴だろうと私は見ているわけでございます。したがって、文部科学省の定義イコールいじめではなくて、実際の毎日の生活の中の小さいいじめも私はいじめだろうと見るわけでございますので、そういうことは絶対に数字が少ないからいいとか多いとかではなくて、絶えずこれは大人が見て、あるいは友達が見ていじめたなと思うのはやっぱりいじめだろうと、私はそう見るのが数字と当たっているのではないかなと、こんなふうに思っているわけでございます。

私は、未然防止はいろいろあると思いますが、まず学校というのは学級があるわけでございます。学級の中で、やはりどの子供も安心して、あるいはまた楽しく授業を受けられる、変な恐怖心を持たないでも、いつでも教室にいられるという学級環境をつくるのが、やはり担任の先生、学校の責任だろうと思うわけございまして、人間というのは、ある一定のことが保たれておりますと、まずほとんどいじめは起き得ないというようなことが言えると思います。

最近の新聞報道によりまして、要するに子供と同じレベルで、子供を理解しようと思って子供の目線に立っている先生、一見理解できているような先生の学級で、ほとんどいじめが起こっているわけでございますので、教育というのは、1点は子供の目線に立つことが非常に大事なわけでありましてけれども、やはり威厳といいましょうか、一つの尊敬の対象になるような力を、総合力

を持った者でなければ、いじめが起きない学級をつくるということはなかなか難しいのかなと、こんなふうに思います。学級の担任の先生も、あるいは学年の先生方も、極力といいましょうか、非常にそういうところが多いのではないかなと見ているわけでございます。

あともう一つは、どんなところへ相談に行けばいいのだということでございますが、私も教育委員会といたしましては、まず二つの道をつくってございます。一つは、小川町に教育研修センターがございますが、そこに教育相談室を通年設けているわけでございます。そこに何人かの相談員を配置しているわけでございますが、毎日のように相談がございます。今まで、4月から現在まで、延べ件数にしまして66件の相談があります。また教育委員会自体の中にも直接相談できるような形ということで、電話番号等を各学校に、あるいは保護者の方にも伝えているわけでございます。特に最近いじめが多いわけでございまして、13件私どもに来てございます。これは、もちろんいじめすべてではありません。不登校の問題とか、いろんな問題での相談でございますけれども、合わせますと79件あります。その相談の中身というのは、いろいろ重なっておりまして、いじめなのかな、あるいはそうでないのかなというふうなことがありますけれども、純粹にいじめというふうな相談を受けましたのは、数件ということでございますが、できるだけ我々は自分で抱えることなく、やっぱり他人にお話しできるような機会というものをとらえて、何とかどたなでもいいから、相談してほしいなど、このような気持ちでございます。

スクールサポーターの役割についてというお話でございまして、実はこれは英語なのでございますが、3年前から青森県でスクールサポーターというのを配置しておったわけでございますが、だんだん県の方も財政的に厳しいということござ

いまして、今年度をもって打ち切るというふうなことを我々は県から言われております。むつ市にことし県から配置されておりますのは、5名でございます。しかし実際学校現場におきましては、やはりスクールサポーターが欲しいと、必要だという要望が非常に強いものでございますから、市にお願いしまして、さらにむつ市独自で10名を配置しまして、合わせて15名というふうなことでございます。これはどういうことかと申しますと、やはり普通学級の中におきまして、軽度な障害と申しましょうか、ADHDといいましょうか、多動性、要するに落ちつきのない子供がいたり、瞬間的に切れるというふうな傾向を持っている子供であったり、あるいはまた若干運動を人と同じようなペースで合わせることができない子供さんも入っているわけでございますので、そういう子供さんのために学級の担任の先生が教壇にいて、さらにそういう症状を持つ子供さんのそばにいて、そして何ページですよとか、そろそろどうだいというふうな声をかけて、集団、他の子供さんと一緒に歩調を合わせていけるようなシステムでございまして。これがありませんと、もう突然トイレに行くと言ってみたり、あるいは立ってみたり、あるいはまた隣の人の肩に手を上げてみたり、あるいはまた隣の人の教科書を取ってみたりというようなことがあるものですから、やはりそういうことを防ぐ意味でのサポーターということで、15名を、今県の5名と私ども10名を配置しているわけでございます。そういうことで、これがありませんと、私はもう学級崩壊につながるのだろうと、このように見ているわけでございます。やはりこういう障害を持つ子供が若干多くなっているものでございますから、どの学校からも何とかそういう定数を配置してほしいということがありますので、何とか続けていけたらいいなど、こんなふうに思っているわけでございます。

たが、文化交流は非常に少ないという認識のもとで、これもまた3年に1回ということでございます。したがって、来年の11月と12月にお互いを訪問し合い、そして特に会津若松市から管弦楽団も参る、そういうような大仕掛けな交流でございますので、ぜひ主催、共催はもちろんありがたいわけでございますが、むつ市が文化交流を進めているという印象を持つ意味でも、持たせる意味でも、主催していただきたいなど、こう思っております。

市長が在任中では、来年の演奏会が初めてで最後であります。ひとつその辺のことを踏まえまして、市長のご所見をお願いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 最後だと決めつけるのは、あなたには権限がないわけですから、そういうことは抜きにしてお答えしますが、文化交流だから市が主催しなければならないという論理は、必ずしも正しいとは思わない。ほかの分野ではそれぞれの、例えば子供たちの交流についてはそれぞれの校長会、教育委員会が協議をして進めている。スポーツ交流に関しては、体育協会が中心になり、それぞれの協議団体が交流をしておる。私が呼ばれるときは、市長から招待状が来る。私どもが議員を招待する際には、市長と議長の連名でご案内を差し上げる。それが自然な形であろうと思うのであります。

オーケストラ、大体300万円ぐらいかかるだろうと。ただし、これに対してはむつ・下北「第九」を歌う会からは予算的なものは要請されておられません。ことしから、会長がかわりまして、新しい体制でむつ市の場合はこの問題に取り組むことになるわけですが、支援はしてもらいます。ただし、市からではありません。支援はしてもらいますけれども、オーケストラを招致するための費用については自力でつくりますと、こういう申し入れをいただいております。

そういう中で、なぜ市が主催団体にならなければならないのか、逆にこちらから主催しようとしている団体に申し入れをしなければならない。支援をしていただきたいという申し入れはいただいております。これは、リハーサルのためのリハーサルルームと、それからステージ、2日間は無料という形で提供しております。新しいピアノが入りましたが、「第九」ではピアノは使いませんから、これについては特に使用することはないと思っておりますが、可能な限りのご支援は申し上げます。ですから、共催という形をとらせていただいた。自主性は尊重させていただきたい。これは、主催団体からの申し入れでもあり、私どもの置かれている立場でもあるということでもありますから、主催という言葉にこだわる必要は今のところないと考えております。

○議長（宮下順一郎） 15番。

○15番（石田勝弘） 今まで何回もむつ市と共催して、そしてむつ市からご援助いただいているということは聞いております。また、主催というからお金を出してくださいというような意味でもないようでございます。ですから、確かに下北文化会館を使わせていただいておりますし、それは経済的には私はその程度でいいのかなと、こう聞いておりますし、私もそう思います。ただ、精神的な意味で、むつ市がこうして文化に目を向けていると、こういうようなムードができないものかどうかということで今回の質問に至ったわけですが、最後にもう一度、その辺のところを、私はもう共催していただいて、むつ・下北「第九」を歌う会は、それで満足はしております、確かに。ですから、そういうのを踏まえまして、市長のもう一度のご答弁をお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 昨年、実は会津若松市の会津第九の会の会長と奥さんと一緒にお会いしまし

た。会津若松市も主催者にはなっていないと。会津若松市がなっていないのをこちらが無理やり主催者になるということは、平衡感覚を欠く結果になる可能性がある。私どもは、むつ・下北「第九」を歌う会の新しい会長、新しい事務局から申し入れをいただいた際には、主催者になってほしいという要請は一切ございませんでした。ただ、スムーズに練習ができ、スムーズに演奏会ができるようなご協力をお願いします、こういうことだけでありましたので、主催者の意思をも尊重してまいりたいと考えております。

○議長（宮下順一郎） これで、石田勝弘議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鎌田ちよ子議員

○議長（宮下順一郎） 次は、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。38番鎌田ちよ子議員。

（38番 鎌田ちよ子議員登壇）

○38番（鎌田ちよ子） 公明党、むつ市政公明クラブの鎌田ちよ子でございます。11月10日開催の女性模擬議会の最後に、住みやすいまちづくりを願い、男女共同参画社会の実現を目指す決議が全員一致で採択されました。11月30日現在、むつ市の人口は6万6,702人で、男3万2,458人、女3万4,244人です。市長におかれましては、今後も女性の声、市民の声を聞く、より多くの機会を持っていただきたく要望いたします。

むつ市議会第190回定例会に当たり、さきに通告申し上げました事項に従いまして、一般質問を

いたします。市長並びに理事者の皆様におかれましては、誠意あるご答弁をお願いいたします。

質問の1は、防犯について、その1、安心・安全な街づくりについてお伺いいたします。近年、空き巣、ピッキングなど、市民生活の身近なところで事件、犯罪がますます増加していく傾向にあり、内容も多角化、凶悪化しており、今までのような警察一辺倒では地域の安全が守れないという声も聞かれます。子供が被害者となる凶悪事件や声かけ事案とともに多くなってきたのが高齢者が被害者となる振り込め詐欺などの事件、そして自転車盗み、車上ねらい、器物破損など、私たちが身近に不安を感じる街頭犯罪や侵入犯罪が依然として高い水準で発生しています。ことしの夏、大事には至りませんでした。町内で起きた事件では、ひとり暮らしの高齢のお年寄りが茶の間のテーブルに置いてあった財布から銀行員に届けてもらったばかりの生活費1カ月分を新聞勧誘員に盗まれた事件がありました。近所の方でしたが、新聞で報道されるまで、全く知らなかったのが実情です。

新市まちづくり計画では、安全で安心な環境の充実、防犯対策の充実として、犯罪の被害に遭いにくい地域づくりに取り組むとともに、地域、家庭、学校などの関係機関が連携して活動できる環境の整備に努めるとあり、その中に地域コミュニティによる積極的な防犯活動への支援体制の強化を挙げています。防災と同様、地域住民による防犯組織構築が早急に求められています。新市まちづくり計画支援体制の強化は、現在どのように進められているのでしょうか。

また、全国各地域で携帯電話やパソコンの電子メール機能を活用した防災、防犯などの緊急情報を初めとする行政にかかわる情報を市民が市へアクセスすることなく、かつ時間、場所を問わず取得できるシステムとしてメール配信サービスを実

施しています。警察署、各学校など関係機関と連携して、地震、台風などの自然災害の防災情報、不審者の目撃情報や犯罪発生情報など、防犯情報をメール配信するものです。子供からお年寄りまで、携帯電話利用者がふえてまいりました。市民挙げての防犯、安全運動を展開するうえで大事なことは、情報を共有することではないでしょうか。その情報は、迅速に、そして正確に伝えなければなりません。防犯パトロール、ボランティアの予備知識やPTA関係者の防犯に関する取り組み、そして市民の皆さんに意識を高めいただく必要性のうえで重要になるのが情報の共有であります。

携帯メール配信による情報の共有についてですが、電話連絡網では、忙しい時間に電話を受け、次の方に電話しても留守だったり、保護者同士で連絡をとり合うため、気遣いや全員に連絡が回ったか、あいまいな点もあり心配です。それに比べ、携帯メール配信は、事前の登録で保護者や関係者に情報がリアルタイムに配信され、メールを見た関係者の皆様は、確認ボタンを押すだけで確認済みを知らせることができ、配信エラーと未確認の家庭には、直接連絡をとれる体制で完璧です。言葉でなく文字で伝えるので、誤解や行き違いがなくなり、このシステムは防犯のみではなく、防災などの緊急時にも活用でき、その効果が期待できると思いますが、いかがでしょうか。

先日エフエムアジュールを聞いていたところ、火災の問い合わせは直接消防署に電話しないでください、22 0119、下北消防本部の火災テレホン案内で確認してくださいとのお願いでした。何度電話しても込み合い、通じないため、つい直接電話してしまう方が多く、業務に差しさわりが生じている現状と思われます。

メール配信システムのメリットは、例えば防災情報も配信できますし、庁内連絡網、むつ市議会

で立ち上げた災害対策会議連絡網など、このシステムがあれば使い方はどんどん広がります。防犯対策は、ある意味戦いです。犯人との直接の格闘という意味ではありませんが、犯罪抑止への戦いです。情報を制する者戦いを制す。大切な命と財産を守る防犯対策に携帯メール配信による情報の共有について市長のご所見をお伺いいたします。

続きまして、2番目として児童・生徒の安全対策についてお伺いいたします。むつ市議会第179回、第183回、第184回定例会におきましても、児童・生徒の安心安全対策について質問いたしました。幸い辛うじて重大事件に至っていないのが今のところの救いであります。重大事件が起きてからでは遅いとの願いで質問を重ねますことをご理解ください。

近年登下校中の子供をねらった許し難い凶悪犯罪が相次ぎ、万全の対策を講じるため、政府は昨年12月20日、犯罪対策閣僚会議を開き、登下校時の安全確保のため、緊急対策を決めました。その内容は、全通学路の緊急安全点検、すべての学校における防犯教室の緊急開催、すべての地域における情報共有性の緊急立ち上げ、学校、ボランティアの充実ほかスクールバス導入の検討や国民への協力も呼びかけられ、2006年度での文部科学省の予算は、子ども安心プロジェクトへ前年度比2.5倍、約26億円、さらに子ども待機スペース交流活動推進事業ですが、最近の誘拐殺害事件を踏まえ、学校の終業時間の早い低学年児童、空き教室を利用し、地域住民と交流を深めながら待機、高学年児童と一緒に集団下校をする事業を進めています。また、携帯電話やパソコンを活用し、不審者情報などを保護者や教職員、関係者で共有するシステムの構築など、多面的な事業が各地で展開されてまいりました。未来を担う子供たちが安心して学校生活を送れるよう、あらゆる面から地域の防犯意識を高め、万全な犯罪防止対策に取り

組んでいただくとともに、子供自身が危険を回避できるように防犯教育の充実を図っていただきたいと念願しております。本市の現況と今後の取り組みについてご所見をお伺いいたします。

質問の2は、教育問題についてお伺いいたします。いじめ問題が異常な広がりで見られ、前例のない事態が続く、教育界だけではなく、社会全体が立ちすくみ、とまどっている重苦しい毎日です。いじめ問題については、11月30日、政府の教育再生会議より緊急提言が出され、また同じ日の新聞報道では、精神性疾患の休職教員は、この10年間で3倍超になっているとのこと。そして、財団法人労働科学研究所の調査では、強いストレスなどにより、半数近い教師が健康状態の不調を訴え、男性教師では、ほかの職業に比べて2倍近い抑うつ感を感じているとの報告がされました。

2005年度に精神性疾患で休職した県内の公立学校の教職員数は43人で、10年前の3倍以上にふえています。青森県教育委員会義務教育課は、一般的に仕事熱心、正義感が強い、まじめ、几帳面といった性格の先生が上司や同僚、子供や保護者に認められなかったり、理解されなかったりして落ち込み、うつ状態になるケースが多いとのこと。教師のストレスの要因としては、集団の中で感情をコントロールできないわがままな子供たちの質の変化に教師が対応できなくなっている。教職という職業に起因する本質的なものがストレスの原因になっているのではないのでしょうか。

文部科学省の2004年度調査では、教師の病気休養者は約6,300人、この10年間ふえ続けており、特に精神性疾患による休職者が多くなってきたとの報告でありました。一生懸命な先生ほど病気になる、いい先生がいなくなった学校、クラス担任がかわってしまった子供たち、みんなが悲しんでおります。教師が心身ともに健康であることが教育現場では最優先の課題であると認識いたしま

す。本市の現況と今後の取り組みについてご所見をお伺いいたします。

質問の3は、国民健康保険証の個別ICカード化についてお伺いいたします。現在紙の被保険者証では、世帯に1枚であり、例えば老人施設、ショートステイ利用時などを含め、家族が同時期に別々な施設や医療機関を受診する際には、時間、期間をずらすなどの対応を余儀なくされ、不便を感じています。ICカードとは、キャッシュカードと同じ大きさのプラスチック製カードに極めて薄い半導体集積回路、ICチップを埋め込み、情報を記録できるようにしたカードです。被保険者及び被扶養者1人1枚のICカードを交付されることで、個々の医療機関受診が便利になり、大きさもテレホンカード大であり、常時携帯可能、緊急時の受診には大変助かります。また、医療機関におきましても、被保険者証の汚損による記号、番号等が読みにくいなど、トラブルがなくなります。健康保険被保険者証、カードが被保険者及び扶養者1人1枚交付されることで資格確認上のトラブル減少も図られます。ICカード化が実現することにより、幼少期からのデータを蓄積でき、母子検診から老人検診まで、生涯に受ける健康診断の情報を活用でき、生活習慣病など積極的な健康づくりで医療費削減につながるのではないのでしょうか。

このように個別ICカード化はメリットがいっぱいあります。本市における国民健康保険証の個別ICカード化についてご所見をお伺いいたします。

以上、3項目について質問させていただきました。市長並びに理事者の皆様には前向きなご答弁をお願いいたしまして、壇上からの質問といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 鎌田議員の防犯についてのご質問の1点目、安心・安全な街づくりについてお答えいたします。

まず、当市が取り組んでいる防犯対策の現状について申し上げます。現在市内で活動している防犯組織は4団体あります。一つは、市が事務局として市内の各町内会長や地域の防犯関係者で組織しているむつ市防犯協会であります。去る6月1日に合併後の最初の総会が行われ、新たに川内支部、大畑支部、脇野沢支部が加わり再編され、防犯活動を実施しております。活動の主な内容は、防犯思想の普及啓蒙や青少年の不良化防止、危険箇所の看板の設置、脇野沢支部においては、巡回パトロールなどを実施しております。

二つ目は、むつ警察署が事務局で、市及び東通村の行政や議会、消防団、防犯団体で組織しているむつ地区防犯協会であります。

活動の主な内容は、街頭犯罪や侵入犯罪の防止対策、乗り物防犯診断の実施、防犯ポスター・標語の募集、防犯綱引き大会、各種犯罪防止のためのパトロールなどを実施しております。

三つ目は、本年4月に青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例が施行され、9月にむつ警察署が事務局となり、むつ地区安全・安心まちづくり推進協議会が市や教育委員会、むつ警察署、観光協会や商工会議所、各商工会、連合PTAや関係団体などで設立されました。主な取り組みとしては、住民等の自主的な防犯、児童等の安全の確保、犯罪や事故の防止に配慮した生活環境の整備、安全・安心まちづくりのための啓発活動の推進などあります。

去る10月9日には、住民の地域安全意識の高揚を図ることを目的として、安全・安心まちづくりフェア・イン・むつが開催されたところであります。

四つ目は、現在むつ中学校が事務局で、市内の

小・中学校、高等学校、高等技術専門学校、養護学校、むつ警察署、少年センターで組織されているむつ市学校警察連絡協議会であります。主な活動の内容は、児童・生徒の防犯意識の高揚や非行防止対策、街頭指導などを実施しております。そのほか、むつ市防犯指導隊が犯罪や非行、事故等、未然防止のためパトロール活動を実施しているほか、民生委員、児童委員がボランティア活動の一環として小学生の登下校時の見守り活動を実施しております。

以上、防犯活動の現状について申し上げましたが、今後も県、むつ警察署、関係機関、関係団体とさらに連携を強化し、犯罪のない安全安心まちづくりに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、携帯電話やパソコンの電子メール機能を活用した防災・防犯などの緊急情報の配信についてお答えいたします。これまで市民の方々に対する緊急時の情報伝達手段として、防災行政用無線による広報を行ってまいりましたが、積雪寒冷地帯という地域性から、近年の住宅建築の高気密化が進んでおり、放送内容が聞き取れないという苦情が寄せられており、この対応策として、放送内容の確認、災害情報などの正確な情報伝達手段の構築を図り、市民の方々に不安を与えないためにも市役所内に電話音声応答案内装置を設置し、テレホンガイドでの応答を検討中であります。

また、平成14年に当時の広報広聴課の発案により携帯電話のメール機能を活用できないか提案されたこともありました。このことも含め、市町村合併に伴う行政区域の拡大が予想されたことを機会に、地域イントラネット基盤施設整備事業及び情報通信システム整備促進事業の導入により、平成16年度において通信基盤の整備を行ったところであります。この事業により整備した各種システ

ムにつきましては、新市誕生時のミニガイドで紹介しておりますが、メール配信もその一つであります。

近年子供の痛ましい事件、事故が相次ぐ中、子供の安心・安全を最優先課題として、4月29日からメール配信の実験校として第二田名部小学校において、保護者の方々のパソコンまたは携帯電話のアドレスを登録いただき、テスト運用の結果をもとに、ふぐあいの改修等を経て、5月23日から本格運用を行っております。あわせて市内小・中学校のほか、地域イントラネット事業の構成市町村であります横浜町、風間浦村及び佐井村の小・中学校の利用希望を募り、先生方に対する操作研修を実施しているところであります。

鎌田議員ご指摘の携帯メール配信による情報の共有につきましては、防犯情報のみならず、気象、災害にかかる緊急情報を文字で配信することから、防災行政用無線による広報と同じように、リアルタイムでの情報伝達が可能となり、市民の皆様の防犯・防災に対する安心・安全意識の向上にも寄与するものと思うところであります。

また、システムにつきましては、学校メール配信システムに多少の改修を加えることにより、対応可能となることから、関係機関による十分な調整のうえ、平成19年度の運用に向け取り組む所存であります。

次に、国民健康保険証の個別ＩＣカード化についてのご質問にお答えいたします。被保険者証につきましては、国民健康保険法施行規則の規定により、平成13年4月以降、原則として1人1枚のカード様式とすることとなったところでありますが、経過措置として当分の間、従前の様式による被保険者証を世帯単位で交付することができることとされているところであります。当市におきましては、被保険者証のカード化により、常時携帯できること、家族が別の医療機関で同時に受診できる

こと、遠隔地被保険者証などの手続きが不要になることなどの利便性は認識しているものの、携行性が増す反面、紛失の増加による再発行や資格喪失による保険証の個々の回収等の事務が出てまいりますし、新たな財政負担が生じることなどの問題から、被保険者証のカード化に踏み切れずに現在に至っているところであります。

同様の理由から、現在県内他市のいずれもカード化を実施していない状況にありますし、全国的に見ましても、国保保険者の約80%が従来の被保険者証を交付しているようであります。鎌田議員ご提案の個別ＩＣカードにつきましては、医療機関での資格確認にとどまらず、利用の仕方であるような可能性とメリットがあるのは議員ご発言のとおりであります。その先進性は、だれもが認めるところであろうと存じます。しかしながら、データ活用、運用方法の構築を初め医療機関側の受け入れ態勢の整備、ラミネート加工の紙カードやプラスチックカードに比べ高価であることなども課題となるところであり、実現を図るにいたしましても、もっと先の話になるのではないかと考えるところであります。いずれにいたしましても、被保険者証を被保険者ごとにカード化することにつきましては、国のルール、施策方向に沿い、何らかの形で進めなければならないものと考えておりますことから、平成20年度施行となる後期高齢者医療制度における取り扱い動向や他の保険者の動向をもにらみながら、ＩＣ機能を付加する適否も含め、検討してまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 鎌田議員の児童・生徒の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

平成17年6月のむつ市議会第184回定例会でお答えいたしました以降におきましても、相変わら

ず声かけ事案等が発生しており、昨年度は17件、今年度は4月から11月末現在で6件に上ります。幸いにしてどの事案も、声をかけられたら現場からただちに逃げるといった各家庭や学校の指導の徹底により実害に至っておりませんが、依然として安心できる状況にないということでございます。

こうした声かけ事案が発生した場合には、各学校から速やかに教育委員会に連絡をいただき、その情報をただちに市内全小・中学校及び関係機関に提供し、注意喚起に努めているところでございます。

また、事後におきましても、むつ警察署と緊密な連携を図り、情報を共有、再確認することなどにより適切に対応しているところでございます。

さらに、保護者及び地域の皆様方のご協力をいただきまして、こども110番の家への登録や街頭指導及びパトロール活動の協力など、子供たちの安全確保のため、継続して実施していただいているところでございます。

そのほか、携帯電話やパソコンを活用した不審者情報等を保護者や教職員、関係者で共有する学校メール配信システムについては、全市32校中の15校で利用し、安全対策の一環として有効に活用しているところでございます。今後は、残りの学校におきましても活用を図られるよう、校長会議などを通して呼びかけ、あるいはPRに努めてまいりたいと考えております。

また、各学校におきましては、校外における声かけ等の事案のほかに校内への不審者の侵入を想定した避難誘導や緊急事態への対応等についての訓練を行っているところでございます。教育委員会といたしましても、去る8月にむつ警察署と連携を図りながら、むつ市内全小・中学校教職員を対象とした防犯教室を開催したところでございます。不審者が教室に侵入した場合の対応や、さすまたを使用しての実地訓練等、専門的な技能を身につ

けるなど、参加者からは好評をいただいているところでございます。

今後とも学校、家庭、地域はもとより、関係機関、団体等の協力を得ながら、子供に危険予測能力、危機回避能力を身につけさせるなどの実践的な安全教育の推進を図り、登下校の安全確保に向けて最善を尽くしてまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、教育問題についてのご質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、毎日のように児童・生徒のいじめにかかわる痛ましい事件が相次ぎ、社会的にも大きな問題となっており、私も教育委員会といたしましても、この事態をどの子供にも、どの学校でも起こり得るものであるとして、最も深刻かつ緊急なこととして受けとめているところでございます。

まず、このような事態に対処するため、国におきましては、去る11月17日付で文部科学大臣からお願いの呼びかけ、さらに29日には政府の教育再生会議から8項目から成るいじめ問題への緊急提言が発表され、学校はもとより、家庭、地域の社会総がかりで緊急に取り組む必要があると提言されたところでございます。

私も教育委員会といたしましても、子供から、あるいは保護者から直接いじめにかかわる相談を受けることができるように専用の電話番号、電子メール、ファクス番号等を明記したポスターを各学校、各関係機関に配布し、いじめ防止に向けて万全の体制を組んでいるところでございます。さらに、各学校におきましても、アンケートの実施や個人面談等行うなど、いじめ根絶のために全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

次に、第2点目といたしまして、教職員の精神性疾患による休職についてであります。議員ご指摘のように、近年精神性疾患による休職教員が

全国的に増加していることが報告されており、本県におきましても、心の健康について、いろいろな予防対策をとっているにもかかわらず、小・中・高の公立学校において、ここ10年で3倍以上にふえているゆゆしき状況が出てきております。私どものむつ市におきましても、休職に至ってはいないまでも、精神疾患による病気休暇のため、代替教員を配置せざるを得ないケースが年間数件ほど出ております。

教員の精神性疾患の急増の背景には、議員ご指摘のとおり、子供や社会状況の急速な変化、学校に対する保護者や地域からの多様な要望と相まって、学校教育が抱える課題も以前にも増して複雑、多様化、そして高度化していることが挙げられると思います。このことが教員に多忙感や圧迫感を抱かせたり、また多忙感からくる教職員間の人間関係の希薄化などが、さらにストレスを増大させていることは否定できないと思っております。議員ご指摘のように、そのような中であって、子供のための教育をどのように充実させていくかとのことでありますが、学校教育の最大の条件整備は、教育は人なりと言われていたように、教員一人一人の資質、能力に負うところが大きいと思っております。教育の成否は、まさに教職に対する強い情熱、教員の指導力、豊かな人間性や社会性を備えた総合的な教育力があるかどうかにかかっていると思っております。そのためには、どの教員も誇りと自信を持って、教育活動に専念できるような学校環境をつくっていくことがまさに子供のための教育を展開するうえで、またむつ市にとっての最大の課題であり、同時に今後の取り組むべき姿であると思っております。

学校は、年齢や経験の異なる教員から成る大きな組織体であります。学校は、大小にかかわらず、学びの組織共同体として機能しなければ期待される教育効果を発揮することは不可能であります。

具体的には、学校の中に日ごろからの教員同士の学び合い、励ましや支え合い、協働する雰囲気があるかどうか、明るい職場づくりが最も重要であると思っております。教育委員会といたしましても、やりがいのある充実した職場づくりを校長会議や教頭会議、あるいは学校訪問などを通して強く呼びかけ、指導してまいります。今後ともこのような事態に対処するため、議員のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 38番。

○38番（鎌田ちよ子） ただいまは丁寧なご答弁ありがとうございます。再質問をお願いいたします。

その質問の1、防犯についてですが、市長はただいまメール配信に向け、平成19年度より運用に向けて取り組んでいくのご答弁をいただきました。その中で防犯について、安全な通学路の整備についてもう一度伺いいたします。

安全な住宅市街地の整備につきましては、従来の交通安全や防災などに加え、防犯の視点も重要になってまいりました。その中でも通学路につきましては、子供を初め社会的弱者に配慮した整備が必要とされ、特に防犯については、その必要性が高まっています。このところ日没が早く、特に子供たちや自転車通学以外の私たち大人にとっても真っ暗闇で怖い思いをしている経験をお持ちだと思います。防犯に強い安心・安全な明るい街づくりをしていただきたく、通学路の街灯整備について伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 通学路の街灯整備につきましては、子供たちを夜間の交通事故や犯罪から守るという観点から、非常に重要であると受けとめておりますので、必要な箇所につきましては、優先的に設置することといたしております。当市の街灯設置状況は、平成17年度で7,975灯となっております。

り、年間約5,300万円の維持管理費がかかっております。街灯の新設につきましては、主に町内会からの要望が多いわけではありますが、現在新市の年間設置数は、寄贈街灯も含め、およそ50灯程度となっており、要望箇所すべてに行き渡らない状況となっております。そのため、新設の要望が参りますと、担当職員が現地を確認して優先順位を決め、順次設置するようにしております。また、古くて暗くなった街灯については、随時取りかえを行っておりますし、明かりを遮るような木の枝などの支障物については、町内会の協力を得ながら解消してまいっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

なお、街灯の電気料でございますが、県内で電気料全額を負担している市町村はむつ市だけなのです。例えば青森市では、半額を町内会が負担しています。電気料と街灯設置料、両方とも市が負担しているのは、これまたむつ市だけなのです。でありますから、鎌田議員ご指摘のように、街灯の設置数がふえないではないのという疑問にたどり着くわけであります。この電気料と、それから例えば蛍光灯の街灯、最近はもう蛍光灯では暗くていけないという要望も出てくるようになりました。ナトリウム灯までいなくても、もうちょっと高い水銀灯でどうだろうかというようなご意見が出るようになってきております。

それから、もう一つは、自動点滅器をつけているわけですが、町内会に管理をお願いしているのです。球が切れると文句が来る。自動点滅器が故障しても、絶対教えてくれない。これは、今電気工事会社の方をお願いして、ご協力を何とかしていただけないかと。自動点滅器が故障すると、昼あんどんをふやすことになるのです。でありますから、今町内会連合会などご相談をする時期にもう、こういうことを言い出してから10年たつものですから、電気料を幾らか持ってくれないかと

か、そういう相談をしなければならぬ時期に来ていると思うのです。

合併によって、まちが広くなりました。青森県で一番広いということは、もう何回も申し上げておりますが、そういう状況の中で、かつて14年か15年前だったと思うのですが、抱きつき魔というのがありまして、毎日連続して発生した。警察署長から要望されて、街灯を5灯ふやしました。つけた途端にそのような行為がなくなった。街灯の有効性というものは、そのようなことでも証明されているわけでありまして、何せすべてを市の財政で賄っている状況というものが暗い道路ではないかと。

私もほぼ35年前に市議会議員として当時の河野市長に、まちが暗いではないのということをおっしゃると、いや、明るいところの方が多いというふうには、これは河野市長の考え方と私の考え方との若干の違いであります。そういう街灯は常にふやしてほしい、ふやしてほしいという声をどうやって満たしていくかということになっているわけありますので、まず経費の面、それから設置するための費用の面、それから老朽化して交換しなければならないものを常に良好な状態にしておくための費用といったようなものを総合的に考え、そしてさらにまちが広がりつつある地域、ここには最初から街灯を用意してくれている宅地開発業者もあります。しかし、それは全部寄附を受けて電気料は市で払っている。こういうさまざまな要素を勘案しながら、いかにして市民参加で安心安全のまちづくりに有効なものにしていくかということをとともに考える一つの大きな要素になっていくのではないかと考えていることをこの際申し上げ、今後の市の活動の一つにしていきたいと思っておりますことを申し上げておきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 38番。

○38番（鎌田ちよ子） ただいま市長より、街灯に

関しては電気料をむつ市が青森県で唯一全額負担しているということで、町内の財政も大変厳しい状況にありますので、何とかご努力していただきませうよろしくお願ひいたします。

続きまして、国民健康保険証のカード化、ＩＣカードについて先ほどお伺いしましたが、これにつきましては、財政的な問題も私自身認識しております。医療費のお知らせで、はがきを毎回期ごとかに送付されて、私のところでも受けておりますが、その一家で医療費についてはこのぐらい使っていますよというお知らせのはがきなのです。この医療費お知らせのはがきを、例えば１年分一括でとか、そういうことにして財政の部分でカード化にプラスしていただけないかなとも思いますし、また市民の方からは、領収書ではないこのはがきはむだではないかという声も聞かれます。国保の方のお話もよくわかっております。このはがきを送付することによって、現在どのくらいの金額の医療費を使っているかということを確認していただいていますということはよく存じておりますが、財政的な面を考えると、このようなはがき送付料金とか、もろもろを検討していただいて、ＩＣカードは確かに金額が張りますが、普通のカードではいかなものでしょう。

例えば釧路市では、2001年11月より氏名などを記載した表は紙で、注意事項等を印刷した裏はラミネート処理、釧路市では約6万人の被保険者と、その家族を対象に毎年11月に更新されておりました、切りかえに伴い、毎年かかっているお金は50万円と伺っております。このようなことについて、段階的にこのカード化について、ＩＣカード化に移行するまでの前段階として検討していただけないかどうか、再度ご質問いたします。

○議長（宮下順一郎） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） ただいまの医療費通知事業との、それからＩＣカードではなくラミネート

カードとか個別のカードについてのご質問であります。私からお答え申し上げたいと思います。

医療費通知事業の件につきまして、まずこの事業の趣旨であります。被保険者が病気やけがで受診したとき、国民健康保険から医療機関等に支払っている医療費がどれくらいお知らせすることで適正受診を促すとともに、被保険者に健康に対する認識を深めていただくこと等であり、ひいては国民健康保険事業の健全な運営に役立てるために、年6回国保制度の啓蒙するパンフレットも同封いたしまして、ご通知申し上げているところであります。この事業につきましては、国・県の強い指導がございまして、また必要な経費の一部につきましては、国の調整交付金で措置されているところでありまして、そもそも事業の趣旨から、各保険者が共同歩調をとるべきものであり、この事業をやめて、その経費をカードに向けるというような性質の事業ではないということをまずご理解いただきたいと思ひます。

それで、経費的なものなのですが、この送付事業につきましては、延べ4万5,788世帯、送付回数6回でありますけれども、228万9,400円ほどを用意しております。こういう経費は、ただいまご説明申し上げたとおり、カードの方に振り当てることのできる経費ではございませんので、幾ら節減してもカードの方には当てられない経費となります。

それから、個別のカードにつきましては、市長が先ほどご答弁申し上げましたとおり、私どもの方では平成20年度から後期高齢者医療制度が始まります。その際に、保険者が被保険者証を交付するわけなのですが、個人個人となります。そういうこともらみ合わせながら、国のルールに沿ってどういう方向がいいのか、ラミネート化がいいのか、紙のカードがいいのかというようなことも含めて検討してまいると市長が申し上げま

したので、私ども事務方でもそのように検討してまいるといふことで、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上であります。

○議長（宮下順一郎） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

2時まで暫時休憩いたします。

午後 1時51分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大澤敬作議員

○議長（宮下順一郎） 次は、大澤敬作議員の登壇を求めます。22番大澤敬作議員。

（22番 大澤敬作議員登壇）

○22番（大澤敬作） むつ市議会第190回定例会に当たり、日本共産党議員として一般質問を3点にわたって行います。理事者の納得できる答弁を期待いたします。

一つには、ふれあい温泉川内を守ることにあります。前は、福祉館という温泉でありました。これが、ある勇退議員から、「温泉の出が非常に悪くなった。しかし、この温泉で私のリウマチが治ったので、ぜひとも温泉の出がよくなるようにしてほしい。来年は、私は勇退しますので、お願いします」と、こういう要望がありまして、私もその温泉に入って、非常にいい温泉だなということを感じました。

それで、ふるさと創生資金1億円、この資金を投入して理事者にも要請しながら、その掘削のためにやりました。700メートル掘ったら、まだ温泉が出ないという担当課の話で、非常に1億円投げたのかなという感じもしましたが、750メ

ーター掘ったら、今の温泉はどんどん、どんどんわきました。そういう経過もありまして、この温泉の問題については、リウマチが治る、私も治るのだろうかと思って整形の先生から、こういう状態でありますよということも言われまして温泉に入ったら、治っていったのです。

そして、私の評価ばかりでは、これは質問に問題がありますので、ある人が、「腕が上がりなくなって、そしてこの温泉に入りました」と。そうしたら、1カ月とちょっとでもって腕が上がるようになった。「こんなすばらしい温泉は、私は体験したことはありません。岩手県に2年行って治らないのが1カ月とちょっとでもって治ったというすばらしい温泉だ」と、そういう評価をされました。余り評価するものですから、温泉の宣伝も兼ねて、「あなたはどちらのお方ですか、この温泉をそんなに評価していただいてありがとうございます。そのあなたの言っていることに対して、私も本当によかったなと思っていますので、あなたはどちらのお方ですか」と聞いたら、むつ市の大曲の人だということなのです。そういうことで、その評価が非常によかったです。こういう点で、私も自信を持って今度あっちこちに宣伝をしているのですが、宣伝するまでもなく、青森市からも1週間に2回この温泉に来るようになった。そういうことがありまして、今は土、日、祭日は、あの汗を流す、お湯をかぶる、そういうおけが足りない、座るいすが足りない、そういう状況になりました。ただ、問題はいつまでたっても、その温泉がそのままにいるということはありませんので、これは市長にお願いをしなければならぬ問題です。

非常に外壁も腐って落ちがまえしてきました。それから、温泉の中はタイルがはがれて非常に問題だということがありまして、この温泉は、座るいすもない、おけも足りない、こういう状況にまで

評価されておりますので、市長にはその外壁の問題ばかりでなく全体を改善してほしいなど。それだけの価値がある温泉だということ、この点をご認識いただいて、市長にはみんなのためにぜひふれあい温泉川内を直してほしいというふうに思っております。

担当課にも言っておきました。それから、管理人、非常に有能な管理人でありますので、やるからには、その点をご相談のうえに、ぜひとも改善方を、お願いを含めてお答えを願いたいものと、このように考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

第2番目は、今度はちょっと厳しくなるのです。川内地区の榎木旧団地です。これは、非常に危険だということで、大体8割方をもう解体して、そして木造の住宅が中心ですけれども、そういう改造をしました。これは、私どもの代表の工藤孝夫議員も前に質問しておりますので、それをいつやるのか、今残っているのは危険でないのかどうか、この点も含めてお答えを願いたいのです。

先ほど防犯灯の問題を言われましたけれども、今残っている住宅が暗くて晩に出て歩けないし、非常に危険な状態です。防犯灯をつけるのに1カ月かかりました。金がないということで、担当課が非常に苦勞をしてやった。その防犯灯のことを、私も要求されておったのですが、1カ月もかかったものですから、ちょっと忘れておりましたら、「防犯灯がつかましてどうもありがとうございます」と、こう住民から言われました。ぜひともそういう点については、危険のないような方向、あるいは防犯灯のその改善等の問題についても予算を担当課に使えるように、そういう配慮をした対応の仕方、そして榎木団地のこういう状態が危険でないのかどうかと、それから解体がいつなのか、そういうことをお答え願いたいと思います。

第3番目は、これもまた厳しいのですけれども、

排雪の問題。ことしは暖冬です。去年は、11月に降った雪が根雪になりました。むつ地区の3倍です。それが排雪するのがたったの1回、これでは大変です。最低でも3回は排雪、雪投げをしてくれないと。そういうことを考えると、前にも質問したのですが、これからまだ3月の中ころまで雪が降らないという保障はありません。今の状態では暖冬だから、余りこういう質問をしてもぴんとかないかもしれませんけれども、3月15日までは降雪時期だよと。そういう観点から、排雪については、そういうむつ地区の3倍も降る地域でありますので、ぜひとも何で合併したのかという苦情が来ないような方向での、その対応方について市長にお願いも含めてお答えを願いたいと思います。

以上でもって壇上からの質問を終わりたいと思います。よろしくお祈りします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 大澤議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の第1点目は、いわゆるふれあい温泉川内の泉質等に関する評価ということに対するお尋ねであります。かたい言い方をしますと、温泉の定義は温泉法第2条によって定められておる温泉のうちでも特に治療の目的に供し得るものを療養泉と呼び、鉱泉分析法指針により定義されておるところであります。このことから、温泉の泉質名につきましても、すべての温泉につくわけではなく、療養泉の規定を満たすものだけにつけられることになっておりますが、ふれあい温泉川内は、ナトリウム、カルシウムを主成分とする硫酸塩泉の泉質名である療養泉に該当いたします。

このナトリウム硫酸塩、カルシウム硫酸塩を含有する療養泉の薬理効果には、一般適応症という神経痛、筋肉痛、関節痛、冷え性など、温泉に共

通した浴用そのものによる効果と、これに泉質別適応症が加わることから、動脈硬化症、切り傷、やけど、慢性皮膚病などに効能が期待できるほか、pH値が7.5以上7.84ということで、美肌の湯としての効能もあるとされております。

また、ふれあい温泉川内は、川内川渓谷遊歩道と隣接していることから、下北春もみじまつりのイベント会場のほか、地域内の複数の事業者が共同して温泉、脳ドック、薬膳料理を組み合わせた健康パックツアーなど、地域の特徴を生かした観光資源としても活用されております。

ご質問の第2点目、改修についてであります。ふれあい温泉川内は、昭和47年度に社会福祉施設川内町へき地保健福祉館として開設され、その後平成7年度に温泉施設の増改築を図り、名称をあすなろ健康館に改め、さらに平成10年度に町民から名称を公募のうえ、ふれあい温泉川内とし、地域住民の健康保持、増進を図ることを目的とした温泉施設であります。

建物につきましては、建築後30年以上を経過し、老朽化が進んでおりますが、機械設備を含め、点検、診断、補修を計画的に行い、利用者への利便性に配慮した管理運営に努めているところであります。今後川内地区の観光振興を図るうえからも、施設の改修は重要な課題であると認識しておりますことから、市といたしましては、むつ市過疎地域自立促進計画に基づく改修計画の策定に当たり、指定管理者制度の導入も視野に入れながら、個々の事業の費用対効果の経済的効率性と市民ニーズや緊急性の有無など、政策的重要性の両面から評価検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、川内楯木団地建て替え事業のご質問であります。むつ地区にも品ノ木団地というのがございますので、これは川内楯木団地と言わないと区別がつかなくなるのであります。

ご質問の川内楯木団地建て替え計画については、平成14年、川内町住宅マスタープランを策定し、昭和47年度から昭和51年度に建設されたコンクリートブロックづくりの2階建て住宅の建て替え事業として、平成15年度に事業着手し、平成19年度まで60戸を計画し、平成16年度まで22戸が整備されたところであります。昨年6月のむつ市議会第184回定例会の一般質問において、工藤孝夫議員にお答えしてきたところでありますが、今年度住宅政策推進調査費、いわゆる新市住宅マスタープラン策定費を計上し、この策定事務に現在取り組んでいるところであります。

議員ご承知のとおり、住宅マスタープランは新市における住宅政策の整合性を図り、住宅行政の基本となる事項を定め、既存ストックの状況を整理し、建て替え、改善、維持保全の手法を選択し、公営住宅を総合的に活用していくこととしながら、これを基本として住宅整備を図るべきであると考えているところであります。

また、楯木団地における建て替え計画対象住宅の25戸の危険性についてであります。ご指摘の住宅は建設後30年から34年経過した住宅であります。国で定めるこの種類の耐用年数は45年と示されておりますことから、その年数に至っていないものであります。さらに、建物の傾斜、ひび割れ、たわみ等の有無について調査したところ、危険性に対し、影響を及ぼすほどではないと判断しているところであります。いずれにいたしましても、現在取り組んでおります住宅政策推進調査による適切な整備方針を選択し、着手時期においては財政の状況を見きわめ、一体的な整備を図り、住民福祉の向上に努めてまいり所存でありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ことしの除排雪の対応についてのご質問にお答えいたします。昨年度仲崎地区国道の排雪回数が少なかったとのことですが、この件

につきましては、本年6月のむつ市議会第188回定例会の一般質問において大澤議員のご質問にお答えいたしておりますとおり、県管理の国道であります。市といたしましても、できる限り道路の状況を把握し、県との連絡を密にすることで、より効率的な排雪を実施していただけるのではないかと期待をいたしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（大澤敬作） まず第1点のふれあい温泉川内の改修の問題については、前向きな答弁だと私は理解しているのですが、ぜひともこれは下北の大間、おとといは脇野沢地区の瀬野の方がお見えになりまして、珍しいなと思ったのですが、下北郡下全部、そして青森市から1週間に2日あの温泉に来るといふ、そういう状況ですから、ぜひとも市長、この点については改修するようお願いしたいと思います。

ちなみに、平成17年の温泉の決算が出ました。この決算書を見るといふと、湯野川にある濃々園、これは市の管理になっているのですが、これが530万円です。ふれあい温泉川内は、908万幾らなのです。そういう点で、それこそ座るいすがないくらい利用者が多い。この調子でいくといふと、平成18年度の決算にはもっともっとうちの利用料金が上がっていくだろうと。ただ、利用の度合いが上がるだけではなくて、もっと健康の管理についても、そういう問題が皆さんの要望のとおりに行くでありましょうといふ、そういうことも踏まえて、ぜひともこれについては市長の考えをもっと前向きにして、ふれあい温泉川内を守っていただきたいというお願いも含めて市長、これについては努力していただきたいと思っております。

次に、2番目の川内楯木団地です。担当課では、課長が5カ年計画で計画している、そういう方向でありますので、何とか了解できませんかと、こ

う言いました。担当課がそういう方向であれば、市長の言ったことはちょっと後退しているような状態ですので、川内楯木団地の改善については、その庁舎の担当課の、その意見どおりにぜひともやってほしいということを要望しておきますが、これについてのお答えを願いたいと思っております。

さらに、排雪の問題については、これは去年の11月に降った雪が根雪になった。これは異常です、今までの経過からいっても。しかし、むつ地区より3倍も多い、そういう状態ですので、1回の排雪では、何のために合併したのかと、こういうふうに言っておりますので、ぜひともこれについては、大雪、これについては仲崎というふうなことを言ったけれども、高野川、旧町長の住んでいるところです。そこも融雪溝がない。ましてや市道もない、仲崎地域等について。だから、そういうことも踏まえて、ぜひとも住民の批判を浴びないように、しかも統合中学校があり、高校があり、そして川内病院がある。こういう状況の中で、子供たちがいつ事故に遭うのか、はらはらはらして見ているといふことで、あんた何やっているのだといふことを言わんばかりの、そういう批判もありますので、ぜひともそういう批判のないような方向でその除雪、これからはもうこれで終わりだということではありませぬので、ぜひともそういう事態になったら対応方を批判を受けないような方向で、そして住民が安心して道路を歩けるように、そういう方向でやってほしいが、この点についてお答えを願いたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） まず、ふれあい温泉川内についてですが、先ほどお答えしたとおり、大澤議員ご発言のとおり、あの温泉の泉質が、その他のかなりあるいわゆる温泉と言われるものと少し違うのですよと、薬効が評価されている泉質ですよと、こういうことははっきりしているわけでありま

す。ただ日本にはないのですが、ドイツで温泉はバーデンと言うのですが、ドイツでは医療保険が適用になるのです。私が行ったウイズバーデンというところとバーデンバーデンというところでは、でかい温泉場がありまして、会社に勤めている人が医者診断書があると、その温泉はただでやらなければならないのです。医療費がただなのです。休ませなければならない。多分日本でも、まだ今のところ、大分県にはそういう保険適用になる温泉はありますが、私は残念ながら余り温泉好きではないので、どうでもいいのですが、少なくとも昭和45年に建てられた建物の中で、先ほども随分いい管理人がいるから、話もちゃんと通っているだろうと、こういうお話でございましたが、どの辺まで通っているかよくわかりませんので、少なくとも洗いおけだとか座るいすだとかは整備しましょう、とりあえず。

建物の改築あるいは改造をすっきりやるということになりますと、財政計画をきちんと立て、そして財政の今日の状況を見ながら、多少無理する場合もあるでしょうけれども、できるだけ早いときにやりましょうやというくらいの決断をしなければならない問題でありますから、事務的にも相当検討させていただきますが、洗いおけがないと言われたのでは、これは温泉の意味がないわけで、洗面器持って湯治に来いというわけにいかないでしょう。そのあたりは、まず対応することにし、それから慎重に検討させていただくということにさせていただきますと思います。

それから、川内楯木団地の問題ですが、担当課長が言っていることと議場で私が答弁することの重みは違います。私がここで申し上げている方が最終的な結論なのです。大澤議員、担当課長の方を信用しているようですけども、私もいろいろな角度から検討したそのことを申し上げているわけでありまして、先ほどの答弁の内容で、木造

住宅45年使えるというふうに国が決めている方針があるわけですが、補修もある程度やっているわけですから、そういう中で、今新しいむつ市全体の公営住宅のあり方を検討している段階でありますから、その中でどこをどうしていくかという序列も決まりますでしょうし、予算も配分していくという中で一つの要素として楯木は重要な意味を持っているということにご理解を願いたいと思います。

次に、国道の除雪の問題なのです。合併したら国道を除雪しなくなったのではないでしょう。去年の雪が特別だったのでしょう。旧むつ地区だって、私のところに降る雪と大湊地区に降る雪は全然違うのです。川内地区だけが特別3倍も降るのではないのです。むつ測候所で降る雪というのは大したことないのです。測候所が発表しているのです、積雪量、降雪量というのは、それと大澤議員が体感されている量とが違うということであって、それぞれの場所でそれぞれ測定すると全部違います。ただし、ましてや国道です。合併したら除雪しなくなったということはないはずですが、国道は県管理ですから、県がそれなりの除雪する基準がある、排雪する基準があってやっているわけですから。ただし、市の立場からはこの道路はこういう重要性のある道路だから除雪、排雪をきちんとやってくれという要望を繰り返ししなければ時々忘れられることもあるかもしれないのです。そのようなことがないように、市が責任を持って除雪、排雪しなければならない部分については積極的に取り組んでいって、去年は予算を2億円もオーバーしているわけですから、そういう状況が一方にあるのです。ですから、あれもこれも一緒にして市の責任だと、こういうことにはなっていないのですが、利用される方はみんな同じに考えるのです。そのところをご説明していただければありがたいと思います。我々も頑張りますが、

どうぞひとつ、大澤議員のご協力もよろしく
お願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（大澤敬作） ふれあい温泉川内については、おけだとか、いすだとか、それはすぐやれるでしょうけれども、今後の問題としては、タイルのはがれたのとか、外壁が壊れたとか、そういうふうなものもありますので、その点についても住民、あるいは団体でも行っていますから、ぜひ改善方を市長、お願いを含めてこれはしておきたいと思えます。

それから、川内榎木団地、これは木造ではないです。あれは、危険だということで、あの建物は8割まで解体していますので、木造ではない。そういう状態ですから、もっとその辺のところは事実と違う点もありますので、ぜひお調べになって、担当課とも相談してやってほしいと思います。

それから、雪の問題については、これは大湊と田名部との違いもあるけれども、そんなものではないのです。ですから、そういう点の認識も担当課と相談しながら、合併して、何のために合併したのだということのないような、そういう方向で対応方をお願いしたいと思うのですが、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 合併する前から国道は国道なのです。合併したから国道の除雪を減らしたことは決してありません。ですから、その辺を大澤議員のご協力もお願いしたいと、こういうことなのです。来年選挙がありますから、私の選挙は再来年の次ですから、どうぞひとつご協力をよろしく
お願いしたいと思います。

温泉の方は、薬効が違うということを強調したつもりなのです。ですから、前向きで検討していかなければならない問題でしょう。そして、過疎債の適用を考えなければならぬかもしれない

し、合併特例債の使用を考えなければならないだろうと、さまざま頭の中に入れて考えながら答弁しているわけです。だって、大澤議員が洗いおけもないし、座るいすもないと言うから、それならすぐ用意しましょうと、こう言っているわけです。

榎木団地が木造でなかったのはあれですけども、それでも使用年限が45年あっても32年目だと。あと十何年残っているのです。しかし、新しいむつ市全体で公営住宅つくらなければならないものがいっぱいあるのです。むつ地区品ノ木団地は、使用年限が過ぎたのを20年余計使っているのです。そういう状況も一方にありますから、いかにバランスよく市営住宅を改築して、改造していつて安い利用費で使っていただける住宅をつくるかということが最大の願いです。そういうことを含めて今改築をするための計画を練っている最中であるという、その考え方をご理解願いたいと申し上げたのであります。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（大澤敬作） 座るいすがないとか、おけがないとか、それは簡単な問題で、担当課の課長も見えておりますが、非常にお客さんがふえていることに対応するという、そういう改善方の検討もしておりますので、ぜひその点については市長の考えを。座るいすとか、おけだとか、そこにとどめなく、ちゃんとみんなの要望にこたえるような、そういう方向で前向きの検討をお願いして質問を終わりたいと思います。

○議長（宮下順一郎） これで、大澤敬作議員の質問を終わります。

ここで2時55分まで暫時休憩いたします。

午後 2時42分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

目時睦男議員

○議長（宮下順一郎） 次は、目時睦男議員の登壇を求めます。43番目時睦男議員。

（43番 目時睦男議員登壇）

○43番（目時睦男） 大畑クラブ会派の目時睦男でございます。むつ市議会第190回定例会に当たり、通告に従い一般質問をいたします。

最初は、市長の政治姿勢について、4点にわたりお伺いいたします。質問の第1点は、本庁舎移転にかかわる合併特例債の取り扱いについてであります。市長は、9月に開催されたむつ市議会第189回定例会に、現庁舎が合併後の職員増により狭隘になっている、耐震上危険な建物である、駐車場スペースが確保できないなどを理由に、破産した旧アークスプラザ跡地への本庁舎移転を前提に土地、建物取得を提案しましたが、市民合意がされていない、財政措置が不透明などの理由から否決されたにもかかわらず、10月31日の臨時会で立地条件のよい物件を低価格で購入することができる、合併特例債の発行が可能であり、千載一遇の機会であるとの理由で議決されました。ご承知のとおり国の政治は本年9月に小泉政権から阿部政権へと政権交代されました。5年半に及ぶ小泉政権が果たしてきたものは何であったでしょうか。それは、経済構造改革の名のもとに三位一体改革なるものを打ち出し、国の地方への補助金の削減、税源の地方自治体への移譲、地方交付税の見直しを行い、地方財政はますます苦しくなる一方であります。現に北海道夕張市の財政破綻が問題になっていることから、本市の最大の課題は財政再建であり、第2の夕張市に陥らないよう努力しなければなりません。そのようなことから、本市の最大の課題は財政再建にあると思われ、健全財政確立のため、合併特例債は5年間使

用しないとの合併協議会での申し合わせ事項は、そのことを物語っているのではないのでしょうか。したがって、今後本庁舎移転に伴う改修整備費は、合併協議会での申し合わせ事項の趣旨に対し、合併特例債の使用は抑えるよう努力すべきと思いますが、市長の認識と所信をお伺いいたします。

第2点目は、各庁舎施設の有効利用と機能強化についてお伺いいたします。このことについては、1点目とも関連しますが、以前の一般質問及び本庁舎移転問題での質疑で市長は、合併協議の中で事務局案として本庁舎から各庁舎への部の移転について提案したが、同意が得られなかったとの趣旨答弁でありました。合併以降の各庁舎は、人事異動などにより多くの空きスペースがあり、各庁舎への部などの移転により有効活用することになり、本庁舎移転に伴う改修整備費などの節減につながり、合併特例債の起債を極力抑えることができますし、編入した旧町村の活性化につながることから、検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

本来地方分権のかなめは、決して合併による広域化にあるのではなく、むしろ地域コミュニティー単位の住民自治の確立にあるのではないのでしょうか。すなわち本市で言うならば、旧市町村単位での住民自治の確立であり、町内のあらゆる民主的、自主的団体を網羅し、地域の課題を民主的に協議し、自ら決定し、自ら実行する組織の育成を図る必要があると思われ、支所は行政サービスの前線機関として住民との協働をともに行えるコーディネーターの役割を果たす地域センター的なものであり、その機能を発揮することにより、住民合意による市政運営確立に結びつくものと考えられ、その上に立って各庁舎の組織機構の充実強化を図るべきと思われ、市長のお考えをお伺いいたします。

第3点目は、エフエムアジュール放送圏域の拡

大についてであります。このことについては、合併以降、予算質疑で取り上げてまいりましたが、市長は事業者に働きかけ、実現に努力するとの趣旨答弁をされ、圏域拡大に大きな期待を抱いてきたのでありますが、今日の段階で実現に至っていません。ご案内のとおり、議会開会の都度エフエムアジュールに生放送、再放送をお願いし、直接傍聴できない市民に対し、開かれた議会として公開し、聞く権利を保障しているにもかかわらず、残念ながら旧むつ市以外は聞くことができないのが現状であり、聞く権利が保障されていないのはご承知のとおりであります。したがって、一日も早く放送圏域を拡大し、編入合併した旧町村の方々に早く聞く機会を保障することが行政としての責務であろうと考えます。さらに重要なのは、災害時に市民への迅速な周知と対応をとることがより可能となり、危機管理体制の一層の充実にもつながることから、必要不可欠であると考えます。そのようなことから、エフエムアジュール放送圏域の拡大についての取り組み経過と今後の見通しについてお伺いいたします。

第4点目は、入札結果の公表、報告についてであります。最近知事、市長などの幹部を巻き込んだ官製談合を含めた談合事件、贈収賄事件が毎日と言っていいくらい報道され、目を覆い、耳をふさぎたくなるほどのショックを国民に与えていると申しても過言ではありません。このようなことは、県民、市民からの信頼を損なうものであり、まことに遺憾でありますし、あってはならないことであります。本市においては、そのような不正はないものと確信しておりますが、入札実施に当たっては公正公平はもとより、透明性、公開性、適正化が確保されなければなりません。そこで、5点についてお伺いいたします。

一つは、地方自治法第234条では、請負その他の契約は一般競争入札、指名競争入札、随意契約

の方法により締結すべきことを指名競争入札、随意契約は政令で定める場合に該当するときに限ると規定されております。そして、施行令では、その性質または目的が一般競争入札に適さないとか、一般競争入札にすることが不利であるときなどに限定されておりますが、本市の入札方法の基準と平成17年度入札方法別契約実績をお示し願います。

二つ目は、指名選考基準、指名停止基準、指名選考委員会設置基準などがあるのか、あればその内容を説明願います。

三つ目は、公務員は服務規律としての守秘義務がありますが、内部牽制機能はどのようになっているのかお伺いいたします。

四つ目は、入札結果は市民に公表する意味から、市民ルームに備えつけ、閲覧に供しておりますが、議会への報告がありません。市民の代表機関である議会に対し、入札結果を報告すべきと考えますが、いかがでしょうか。

五つ目は、自治体によっては、公正、公平を期するため、市民代表で組織する入札監視委員会を設置しているところもありますが、本市ではこのような組織が設置されているのでしょうか。設置されているならば、構成、運営方法、内容についてお示し願います。仮に設置されていないとするならば、入札に対するチェック体制をどのようになされているのかお知らせ願います。

質問の第2は、大畑学校給食センターの整備についてお伺いいたします。市は、過疎地域自立促進特別措置法の規定により、過疎地域とみなされる大畑、川内、脇野沢地域の平成17年度から平成21年度までの過疎地域自立促進計画の後期計画を策定、公表いたしました。この計画にあります大畑消防署改築事業については、当初予定しておりました箇所が地質調査の結果不適格となり、別な箇所の選定を余儀なくされたことから、計画より

1年おくれましたが、おかげさまで来年度以降、本格工事に着手できる見通しとなりました。市長初め関係者の努力に対し、大畑地区住民を代表し、感謝と敬意を申し上げます。

そこで、本計画にあります大畑学校給食センターの整備見通しについてお尋ねいたします。この事案についても、大畑消防署改築事業と同様、旧大畑町当時から計画され、本計画にも組み込まれている事業であります。年次別実施計画によりますと、今年度から具体的実施に着手し、平成20年度完成の計画となっておりますが、第4・四半期を迎える現在、今年度着手は無理だろうと判断せざるを得ないのであります。施設の老朽化はもちろん、機械器具、機材も古くなり、維持管理、衛生管理上からも頭を痛めているのが現状であります。学校給食は、教育の一環であると位置づけられ、その充実、発展に努力されてまいりましたが、社会環境、家庭環境の変化から、食育教育の大切さが言われている昨今、本事業は早期に実施しなければならない課題であろうと認識するところですが、具体的事業実施見通しをお示し願います。

また、新市となった現在、給食搬送範囲を関根地区までにするとか、市全体の搬送エリアを見直し、それに見合った規模、場所の計画策定をすべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

以上、2項目について質問いたしました。市長並びに理事者におかれましては、明快で前向きなご答弁をご期待申し上げ、壇上からの質問といたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 目時議員のご質問にお答えします。

市長の政治姿勢という大きくくりなテーマであります。しかし、その中でもそれぞれ項目として独

立した質問になっておりますので、こちらで順番をつけてお答えするというご理解をいただきたいと思えます。

ご質問の第1点目は、本市の最大の課題は財政再建にあり、合併特例債は5年間使用しないとした合併協議会での申し合わせ事項の趣旨に対し、本庁舎移転に伴う改修整備費や維持費は極力抑えるよう努力すべきではないかということについてであります。

本庁舎の移転に当たりましては、まず財源につきましては、東京電力株式会社からご寄附の申し出がありましたので、これらを活用させていただきまして、残りの不足分については合併特例債を充当させていただきたいと考えております。その場合は、財政シミュレーションで示した合併特例債の借り入れ年度を前倒しすることになりますが、本庁舎の改修に要する財源としては、合併特例債以外の起債を充当することが極めて困難なことで、後年度に元利償還金に対し、70%の交付税措置があります合併特例債を活用することが最善の方法と考えておるところであります。

また、移転計画のこれからの流れにつきましては、今定例会で提案しております本庁舎移転基本計画審議会の設置条例をご承認いただきますと、2月中旬には審議会を設置し、その後審議会での答申を踏まえ、本庁舎移転基本計画を策定することとなります。具体的な改修計画につきましては、この基本計画に基づき策定することとなりますが、今ある施設を最大限生かすことによって改修費用を極力抑えてまいりたいと考えますし、維持費につきましても、むだなスペースをつくらず、過大な設備投資をしないことを基本とし、あわせて審議会の皆様のご意見等も踏まえ、利用しやすい施設にまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、各庁舎の有効利用と機能強化についてお

答えいたします。合併から1年9カ月を経て、新市としての体制も徐々にではありますが、市民に浸透してきているものと考えております。庁舎体制は市の行政手法、ひいては市のありようを示す大事なものと認識しております。本庁舎移転問題の関係からも、議会で何回か申し上げていると思いますが、現行の分庁舎体制については、合併から数年後に必要に応じ見直しをすることとしております。ただ、現時点で私は、決まった経緯はどうあれ、旧町村役場に部を設置せず、規模を縮小する形ではありますが、窓口、現場部門を残し、支所的機能を持たせ分庁舎としたことは、住民の利便性という観点から結果的に正解だったと感じております。各分庁舎に部を配置し、地域の昼間人口増により活性化につなげるという方策もございますでしょうが、今は旧アークスプラザを取得、改修することで、継ぎ足し増築により分散していた現本庁舎の各部門を集約して、さらに住民の利便性を高める方向を選択しているわけですので、分庁舎については違った方策での利活用を検討してまいりたいと考えるものであります。

そういう意味で私は、目時議員お示しのように、分庁舎を中心として地域コミュニティ単位の住民自治を確立し、市民協働の精神を盛り込んでいこうという考え方については賛同するものであり、これまで培われてきた地域の特性を行政に反映させ、地域住民とともに課題に取り組み、解決していくことがまさにこれからの行政に求められているものと理解しております。そのためには平成18年度から部長級とした分庁舎所長への権限の移譲をさらに進め、地域としてのある程度の独自性を保持できる体制をとりながら、空きスペースについては市民の憩いや共同利用のために開放する方策、また公共的団体等の利用に供する方策、さらには地方自治法の一部改正を踏まえ、広く民間団体へ貸し付ける方策なども検討し、分庁

舎を核とする地域コミュニティのあり方をさらに誠意を持って探ってまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、質問の第3点目につきましては、エフエムアジュールの放送圏域の拡大についてであります。ご承知のとおりエフエムアジュールは、エフエムコミュニティ放送として平成9年10月1日に開局いたしておりますが、この開局に当たっては、私もかなりご協力を申し上げ、市としての陳情もしているところでありまして、この地域に密着した放送局、あるいは市民と協働する地域メディアとして極めて細かな情報を市民に提供し、放送を通じて市民同士の交流やきずなを深めながら、行政、文化、経済、教育などに大きく貢献してきたものと認識しているところであります。市といたしましても、不特定多数の市民の皆さんへ、リアルタイムで市の情報が伝達できることを勘案し、定期番組放送、不定期番組放送及び緊急防災情報の三つの区分の放送を包括した放送委託契約を行っているところであります。特に緊急防災情報放送につきましては、市民の安全を優先し、災害時、緊急時等に対応できるよう24時間体制の放送をお願いしている状況であります。

さて、お尋ねの旧町村部への放送エリア拡大についてであります。新市まちづくり計画に定められていますように、安心して暮らせる環境を構築するためにも、防災体制の一環として必要不可欠なものとして深く認識し、市町村合併がなされ、行政区域の拡大とともに、喫緊の課題として鋭意取り組んできたところであります。このほど事業者の整備方針が定まったと報告されているところでありますが、それによりますと、無線中継方式によるエリア拡大を検討しているとのことであり、しかしながら、若干の技術的な問題をクリアする必要性があり、さらに整備には多額の経費を

要することから、財政的な面での課題も残されているとのことであります。市といたしましても、エリア拡大とともに、市民の皆さんの安全と安心のために効率かつ効果的にエフエム放送を活用できるよう支援し、分庁舎地域を含む全市を網羅した防災体制の確立を図らなければならないものと考えているところであります。

現在エリア拡大はもとより、ソフト面の整備を並行させて計画するよう関係課に指示しており、極力早い機会にエリア拡大が実現するよう協力する所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、入札結果の公表と報告についてのご質問にお答えいたします。当市における入札につきましては、地域経済の活性化を考慮し、地元業者への発注を最優先に考えた指名競争入札を実施しております。事前公表に係る平成17年度公共工事の契約実績は、契約件数98件、契約額20億2,125万円となっております。指名選考基準等につきましては、むつ市請負工事等業者指名基準要綱、むつ市工事請負契約に係る指名停止の措置要綱を制定しており、これらの要綱に基づき指名及び指名停止の措置を講じております。また、業者の指名を適正に行うため、むつ市請負工事等業者指名審査会を設置しております。

守秘義務に関する内部牽制機能についてであります。平成14年6月から予定価格を事前に公表していることから、予定価格探知に対する不正防止は図られているものであります。入札結果につきましては、むつ市公共工事の入札及び契約に係る公表事項取扱要綱により、むつ市本庁舎市民ルーム及び各分庁舎で入札執行後、速やかに公表しており、自由に閲覧できることとなっておりますので、ご活用いただければと存じます。

また、議会への公表が必要であるとのことご発言でございましたが、議長を通じてご相談を申し上げます。

ます。

入札監視委員会につきましては、設置しておりませんが、各種公表制度により広く市民に周知されることから、十分にチェック機能を果たしているものと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、過疎地域自立促進計画の中の大畑学校給食センター建設の具体的実施見通しについてのご質問につきましては、教育委員会の所管でありますので、教育委員会から答弁があります。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 目時議員のご質問にお答えいたします。

まず、大畑学校給食センター建設の具体的実施見通しについてであります。本施設の整備は、大畑地区が合併前から構想あるいは計画しておりました過疎地域自立促進計画に盛り込まれておりますことは、教育委員会といたしましても、合併後の課題として十分認識しているところでございます。しかしながら、市全体の状況を考えますと、まだ給食未実施の地区があるほかに、大畑地区同様、施設の老朽化が目立つ地区が数多くあるのが現状でございます。そのため教育委員会では、現在の一つ一つの施設を整備するということではなくて、この際市全体を対象とした総合的整備計画が急務であると認識しており、現在その策定を急いでいるところでございます。

まさにご質問の2点目に議員がご指摘されておりますが、合併後の給食搬送範囲について、市全体エリアを見直し、それに見合った規模、場所の計画策定をするべきとのことご提言に即した計画づくりを急いでいるところであります。合併に伴う広域的な学校の点在、学校給食未実施校及び給食施設設備の老朽化等考え合わせ、市全体を五つのブロックに分け、学校給食の搬送範囲や食育に配

慮した給食センターの計画に取り組んでいるところであります。

ご指摘の大畑地区の学校給食センターは、緊急度の高い施設と認識しているところでありますが、現時点では具体的な実施年度を明示できる段階ではないことにご理解を賜りたいと存じます。計画の策定を急ぎ、できるだけ早く計画の遂行ができるよう市長部局と協議をしまいたいと、このように考えてございます。

○議長（宮下順一郎） 43番。

○43番（目時睦男） ただいま市長並びに教育長からご答弁をいただきましたが、まず最初の再質問であります。本庁舎移転にかかわる合併特例債の取り扱いであります。実は、けさほど市長から、これに関連する補正予算の追加提案がされました。私は、この合併特例債の使用という部分については、先ほどの冒頭の質問の中にもありますように、財政の健全化をどう図っていくのか、こういう大きな命題の中でこの部分について考えて、具体的対処をしていく必要がある、このように思っているわけでありませう。

先般9月25日に東奥日報で報道されておりましたが、それは県内各市町村の2005年度の決算見込みの中で、報道されている内容を見ますと、我がむつ市の起債制限比率が14.2%、公債費負担比率が20.2%、経常収支比率が97.4%、ということで、危険ラインである90%を大きく超えている、このような状況であります。そういう点も考えてみた場合に、この合併特例債も、これは70%の国云々ということについては我々も承知はしていません。しかし、これについても借金であります。財政赤字にストレートにつながる、そういう債権でありますから、私が言いましたように、この部分については慎重に考えていく必要がある。特にそういう中で具体的に再度市長にお尋ねをしたいのでありますが、きょうの補正予算の追加提案の中

からしますと、この合併特例債は今後使用しないと、こういう受けとめ方でこの追加提案を認識していいかどうか、この点について再度そういうお尋ねをしたいと思っております。

関連しますから……

○議長（宮下順一郎） 目時議員、明日この件につきまして議案質疑がありますので、その部分には触れないようにご留意をして、発言を続けてください。お願いいたします。

○43番（目時睦男） それでは、1点目の部分については、そういう危険ラインに差しかかっている財政状況、財政構造の中で、この健全財政にどのように立ち向かっていくのか、市長の決意をお聞きをしたいと思っております。

2点目は、1点目とも関連するわけですが、先ほどの市長の答弁の中でも旧アークスプラザへ移転するに当たっての考え方として、むだなスペースはつくらない、このような答弁でありました。このことについては当然でありますし、そういう具体的な手段というか、考え方の中で、部の各庁舎への移転というものについて、これは考えていく必要があるだろうと、こういう考えから私はお尋ねをしたわけでありませう。

とりわけこれも11月2日の東奥日報で報道されておりましたが、元川内町長の菊池繁安氏に対する取材の記事の中で、新庁舎に一極集中させるのではなく、旧町村の庁舎も生かすべきだと、このような記事が載っておりました。各庁舎の有効利用という部分については、これまでの議会の中でも幾らか議論されてきました。そういう中で、市長の答弁は、先ほど冒頭の質問の中でも触れておりますように、合併協議の中で事務局案として提案したら合意を得ることができなかった、こういう答弁なわけでありませう。私も当時の首長協議の対象者にいろいろこの点についてお伺いをいたしました。そういう中で、脇野沢庁舎の利用という

部分については、事務局案が示されなかったことから、一部首長から不満の声があったと。この首長協議は、全会一致制をとっているというようなことから事務局案での合意が得られなかった、このようなことであります。そういうことも含めて、先ほどの元川内町長の取材に対する考え方についても示されていることが裏づけられているというふうに認識をするわけで、これについては全庁挙げて具体的検討に入るべきという考え方ではありますが、再度の市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 東奥日報が報道した県内10市と、それから全国の市の財政状況を比較すると、むつ市は全国でワースト23ということになっている。むつ市以外は出てこないのです。その後に出た週刊文春には、むつ市よりも悪いのランクの県内町村がいっぱい出てくる。ですから、一つの見方をすれば、むつ市が全国でワースト23、しかもちょっと別な、今新しく示されている財政指針、こういうので見ると、実は県内ではむつ市がワーストの順位からいくと下がるのです。そういう状況の中で、我々は新しい財源を今求めることができる状況をつくり出した。余り大きな声では言えないのですが、マイクがついていますから、大きな声になりますけれども、合併の経緯と最後の決算をよくごらんになってください。そこからよく読み取っていただきたい。今単に新しい庁舎をどうしようかという問題以前にある問題、これをお読み取りいただきたいと思うのです。私から主観を交えたことを申し上げますと、かえってご批判を仰ぐ可能性がありますから、あえて個別なことは申し上げませんが、目時議員のような緻密なお考えをお持ちの方の見方でごらんになってください。

それから、部を移転しろということに一番反対

したのは前川内町長です。それは、ただいま目時議員がおっしゃったような事情ではないのです。ただし、これには会議録はございません、首長会議は。しかし、その後の合併協議会の会議録はございます。それらもご請求があればご提示できますから、ごらんいただければと思っております。

さらに、現在の人事配置の仕方についても、目時議員の立場でご検討いただきたいと思うのであります。いかにしてバランスよく地域コミュニティにも配慮をして、こういう1年9カ月にわたる行政運営をやってきたかということにお気づきいただけたらと思いますし、また多少のあらも出てくるかもわかりません。それは、新しいものをつくったわけですから、修正を加えていかなければならない部分も含んでおるといふやむを得ない事情もこの中には含まれていることをご理解いただいたうえで次の機会にご指摘をいただければ、私どもは改めるに逡巡することはないつもりであります。

○議長（宮下順一郎） 43番。

○43番（目時睦男） 今、市長の再度の考えもお伺いしましたが、もう一つこれに関連する部分として、先ほど言いましたように、各庁舎の機能強化という命題の部分であります。ちょっと調べましたところ、昨年4月1日、そして本年の4月1日、人事異動の要員の推移についてお聞きをしたら、川内が13名、大畑が8名、脇野沢が8名、各庁舎合わせて29名が昨年4月1日と今年4月1日で減員になっています。これは、退職者もあるであります。本庁に異動した部分もあるでしょう。大きくかかわってきているのは、退職者にしますと、行政改革との関連で、これまでの議論の中ではあるでしょう。しかし、本庁に配置がえをした、人事権は市長にありますから、そこは否めない状況であります。ただそういう中で、各庁舎が衰退をしていくのではないかと。住民の中では、私も

含めて、将来的には窓口機能しか残らないのではないか、こういう危惧の意見もあるわけでありませう。そういう意味で、先ほど言いましたコミュニティー単位での行政の運営という部分については、市長も否定はしておりませんから、そういう面で各庁舎の機能の充実強化という部分について、時間がありませんから、この点について留意をして、あとは要員配置という部分について要望しておきたいと思ひます。

次に移ります。エフエムアジュール放送の圏域の拡大についてであります。先ほど市長の答弁の中で、確かに圏域の拡大については努力をしてきた、課題は財政だと。エフエムアジュールの方でもいろんな努力はしている。そういう中で、具体的には支援体制を確立しなければならない、私はそれは財政の援助だろう、このように思ひわけです。そういう点で先ほどの市長の答弁は、早い機会にこの現状を変えていかなければならない、こういう決意としての答弁であったという理解をしていいのかどうか、この点について再度お聞きをしたいと思ひます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） エフエム放送の圏域を拡大するために行わなければならない作業がたくさんござひます。まず、無線中継方式で行うとすれば、感度、不感度、感度のいいところ、悪いところ、あるいはないところ、こういうものの事前調査をしっかりとしなければならぬ。それから、混信が生ずるような場所があるかないかの、特に大畑地区は、現在受信可能地域があり、干渉についての対策が必要である。それから、これは技術的な面というよりもソフトの部分であります、旧町村部を含め、災害緊急放送に関する計画の樹立と体制の構築をしなければならぬ。これは、もちろん市が一緒に検討を加えなければならぬのでありますが、災害緊急放送に関する具体的な放送優

先基準等の事前計画や分庁舎を含めた対応等についての計画が必要である。そして、事業経費としては無線中継方式によれば約7,000万円の費用が必要になるだろうと。これがエフエムアジュールから示された考え方、計画であります。

これまでもむつ市は、災害放送を含めさまざまな広報活動もしていただひているものでありますから、運営費に対する補助的な意味を込めて委託料を出してあります。どういう方式でこの7,000万円というものをひねり出すのかは、それは経営者の手腕ということももちろんござひますし、判断というものがござひますでしょう。考えやすいのは、リースという形をとるということでもあります。そうしますと、範囲が拡大したことによって委託料の額をふやすということで、広報広聴機能を支えてくれることに対する財政支出をしていく必要があるだろうというような考えで、大筋ではまっています、まだ煮詰めた契約という段階には至っておりませぬ。ただ、あくまでも民間企業でありますから、それに対して財政支援するための大義名分、多くの市民の方々が納得して下さるような理由づけ、もちろん議会からも賛同をいただかなければならぬ。そのようなことで、今詰めに入っている段階でござひますので、冬の期間の工事でいいのかどうかということもありますが、準備段階でのいろんな専門家の手伝ひを受けて調査をしなければならぬというようなさまざまな手順を経て、平成19年度からそれに対し、放送ができるようにする、財政的なものに対する対応を考えるということにしていくべきであると考へてあります。

ただし、4月1日からそのまますぐいくよというわけにはいかないのかなと思ひてありますが、可能な限り早い時期に全市民が、実は私のところ聞こえないのです、今のアンテナでは、この上にアンテナが上がっているのですけれども、それら

を全世帯が聞こえるような状態をつくっていただくための協力も惜しまないつもりであります。

○議長（宮下順一郎） 43番。

○43番（目時睦男） 今のエフエムアジュール放送の圏域拡大については、具体的に市長が財政も含めて支援策も含めて鋭意検討していると、平成19年度実現に向けてと、このような強いご決意の答弁をいただきましたので、ぜひとも実施に向けてさらなる努力をご期待申し上げたいと思います。

時間がありませんから、給食センターの建設の関係について再度お聞きしたいと思います。実は、ご承知のように旧大畑町で大間原発の電源三法交付金15億円、これについては合併協議の中で、具体的に当該地域の振興に充てると、こういうことで市長の答弁がありました。まさに合併協議の中でそのような経過になっているという認識を私もしています。しかし、そういう経過の中で過疎計画の後期計画の中で織り込んでおりますが、先ほど教育長の答弁をいただきました。しかし、今議会に示された財政再建に向けた赤字解消計画の中では、給食センターの建設については、文字面はありません。先ほど教育長の答弁は、緊急度が高い施設だと、具体的にどの時点から実施できるか鋭意検討していると、こういうことでありますが、赤字解消計画に示されていないということはどのようなことですか。再度答弁をお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） ご承知と思いますが、大間原発の着工が先送りされています。おくらしています。確におっしゃいますように、それぞれの旧町村が持っていた電源三法交付金にかかわる事業計画は、それぞれの旧町村が持っている計画を実現するために使います。これは、合併協議会会長である私の発言です。会議録見なくても、自分で言ったことは責任を持って覚えています。その方向で

取り組んでおりますが、しかし教育委員会はそういう財政事情までまだ触れるわけにはいかないのです。こちらの方では、優先事項であるというふうに財政担当の方では考えています。その中で今教育委員会は全体を見渡した給食再編計画をつくってくる。優先順位をつけるのは、財政担当の者であり、私が決裁をします。今目時議員のご発言のような事態に対応していく考えであります。

○議長（宮下順一郎） 43番。

○43番（目時睦男） あと5分しか時間がありませんから、再度今の給食センターの部分について、今市長から答弁がありました。ということは、赤字解消計画の見直しも具体的にあり得るということで理解してよろしいですか。確かに大間原発の建設年度が先送りになっているということについては、私も承知はしています。そういう因子は、一つにはあるでありましょう。しかし、今議会で示された赤字解消計画の中にはのっていないけれども、再度見直しはあり得るという理解でよろしいですか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） ただ、お互いに目時議員も私も楽でない立場なのです。この給食を扱う事業体の目時議員も理事ですし、私は首にされた理事長なのです。なあなあになっているような感じは否定できない部分もある。助役が隣にいて、こっちは理事長なのです。ですから、教育委員会の検討した課題、それに電源三法交付金は使います、それぞれの旧町村で立てた計画の中で使います、こういう厳然と合併協議会が決めた方針があるわけですから。その中の第1順位にのってくるかどうかということは、また当時の会議録等も調べたり、協議の内容を調べたりしてやらなければなりません。

赤字解消計画の中ではどうなるのだということではありますが、赤字解消計画はまち全体でやりま

す。しかし、繰り返しになりますが、電源三法交付金は合併時点で旧市町村がそれぞれ持っていた計画は生かして使いますと、こういうことです。市の分については、新しい市全体で使いましょうというものもあります。中間貯蔵施設に関する交付金は、新しいまち全体で使いましょう、こういうことも確認し合っておりますから、その中で順位がどう決まっていくかということも改めて事務方で検討するという要素も残っているということだけはお含みおきを願いたいと思うのであります。

○議長（宮下順一郎） 43番。

○43番（目時睦男） 時間でありますから、最後にこの給食センターの部分について、要望を含めてお願いをして質問を終わっていきたいと思います。

今市長の答弁の中で、見直しというところまでは表現していませんが、財政当局で、その部分については検討していくと、こういうふうな趣旨答弁でありますから、理解をいたしました。いずれにしても、合併時点での事務引き継ぎ事項等々にも、文言でも給食センター建設の部分については引き継ぎされている課題でありますし、旧大畑町の議会の中の総意としても、このことが確認をされている内容でありますから、ぜひとも実現に向けて努力をしていただくようお願いをして質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで、目時睦男議員の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（宮下順一郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明12月15日は、本日上程されました議案第105号の質疑、討論及び採決並びに澤藤一雄議

員、野呂泰喜議員、横垣成年議員、東健而議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時54分 散会

